

尾瀬国立公園管理計画書

案 (H25. 2.)



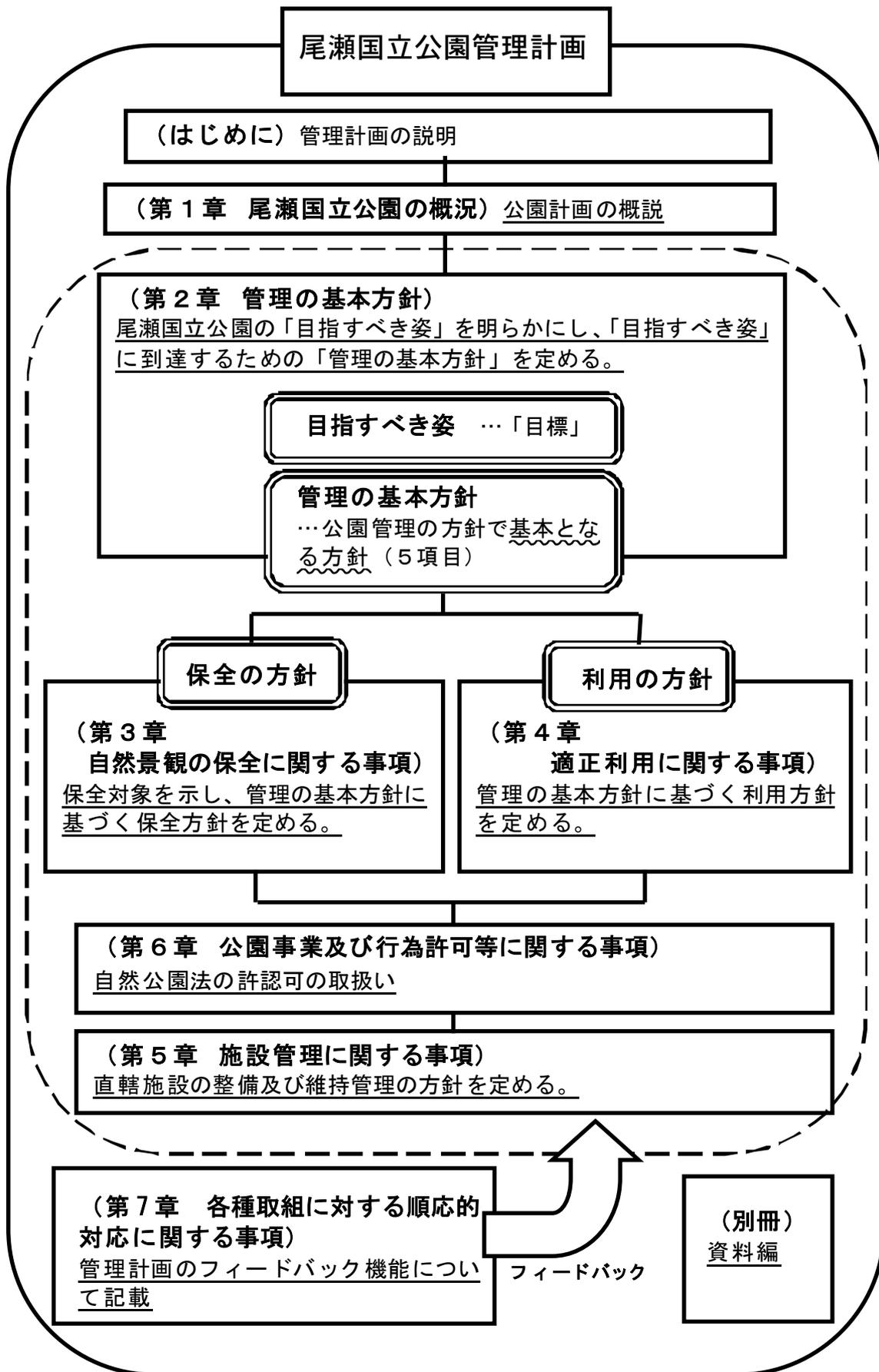
尾瀬国立公園
OZE NATIONAL PARK

平成 年 月

関東地方環境事務所

尾瀬国立公園管理計画書 目次

はじめに.....	3
第1章 尾瀬国立公園の概況.....	6
1. 区域及び公園計画の概要.....	6
2. 自然環境の概要.....	11
3. 公園利用の概要.....	15
第2章 管理の基本方針.....	17
1. 尾瀬国立公園の目指すべき姿.....	17
2. 尾瀬国立公園の管理の基本方針.....	17
3. 管理計画区の設定.....	18
第3章 自然景観の保全に関する事項.....	19
1. 保全のゾーニング.....	19
2. ゾーニング毎の保全対象及び保全方針.....	19
3. 保全に関する施策の方針.....	26
4. 関係団体・関係者の施策.....	29
第4章 適正な公園利用の推進に関する事項.....	34
1. 利用のゾーニング.....	34
2. エリア毎の利用資源、利用方針、施設の維持管理及び整備方針.....	34
3. 適正利用に関する施策の方針.....	37
4. 関係団体・関係者の施策.....	41
第5章 直轄施設の整備と管理に関する事項.....	45
1. 直轄施設の整備及び維持管理の方針.....	45
2. 直轄施設の整備指針.....	45
3. 直轄事業施設の整備状況.....	47
4. 直轄施設の維持管理.....	48
第6章 公園事業及び行為許可等に関する事項.....	50
1. 許可、届出等取扱方針.....	50
2. 公園事業取扱方針.....	55
第7章 各種取組みに対する順応的対応に関する事項.....	79
1. モニタリング情報の蓄積.....	79
2. 尾瀬国立公園協議会との連携.....	79
3. 公園管理への順応的対応.....	79



はじめに

尾瀬国立公園は福島県、栃木県、群馬県及び新潟県の県境に位置し、本州最大の山地湿原である尾瀬ヶ原及び火山堰止湖の尾瀬沼並びにそれらの周りを取り囲む燧ヶ岳、至仏山、会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山等 2,000m級の山岳地帯から構成されている。壮大な湿原景観やそこに生育する湿原植生、高山植物等を目的とした自然探勝や登山を中心に、春から秋（5月～11月）にかけ約 30 万人の利用者が訪れる。

<尾瀬国立公園の経緯>

尾瀬は、昭和 9 年 12 月 4 日、尾瀬沼及び尾瀬ヶ原の一带並びにそれを取りまく燧ヶ岳及び至仏山等の地域が、「日光」地域とともに日光国立公園の「尾瀬」地域として指定された。その後昭和 25 年 9 月 22 日に那須甲子・塩原地域が日光国立公園に指定されている。また、昭和 60 年に「那須甲子・塩原」地域、平成 9 年に「日光」地域の再検討が行われた一方で、「尾瀬」地域においては、指定以来、公園計画の再検討が行われていない状況であった。

平成 18 年に環境省が開催した「尾瀬の保護と利用のあり方検討会」で取りまとめられた「尾瀬ビジョン」において、オオシラビソやブナを主体とする森林帯や山地湿原等の自然環境が尾瀬地域と同様と見られ、文化・伝統・利用の面からも尾瀬地域と深いつながりがある会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域を公園区域に含め、尾瀬地域と一体として保護・利用・管理運営していくことの必要性が提唱され、公園計画の早期再検討が求められた。当該地域の国立公園への編入については、既に昭和 46 年の自然公園審議会において答申を受けており、その必要性が認められていた。

平成 18 年に環境省が開催した「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」においては、国民の利用の視点に立った国立・国定公園の指定として、既存の国立・国定公園についても、「国民にわかりやすい区域及び名称を用いたり、性格の異なる区域がひとつの公園として指定されている場合は、区域の見直しを含めた妥当性を検討することが重要である」との提言があった。「尾瀬」、「日光」、「鬼怒川・栗山」、「那須甲子・塩原」の 4 地域からなる日光国立公園にあっては、自然環境の保護及び利用の両面でそれぞれが大きく異なる特性を持っており、特に原始的な自然環境を主体とする「尾瀬」地域にあっては、他の 3 地域からの分離独立を検討するに値すると考えられた。

以上の経緯を経て、平成 18 年度より「尾瀬」地域の全面的な公園計画再検討が行われ、原始的な自然環境を主体とする「尾瀬」地域を日光国立公園から分離独立するとともに、会津駒ヶ岳及び田代山・帝釈山地域を国立公園に編入し、平成 19 年 8 月 30 日、新たに「尾瀬国立公園」として指定した。

昭和 9 年 12 月 4 日	日光国立公園指定
昭和 13 年 5 月 13 日	特別地域の指定

昭和 25 年 9 月 22 日	「那須甲子・塩原」地域、「鬼怒川・栗山」地域の区域拡張
昭和 38 年 12 月 22 日	特別保護地区の指定
昭和 32 年 7 月 8 日	「日光」地域の区域拡張
昭和 60 年 9 月 5 日	「那須甲子・塩原」地域、「鬼怒川・栗山」地域の再検討
平成 9 年 9 月 18 日	「日光」地域の再検討
平成 19 年 8 月 30 日	日光国立公園から「尾瀬地域」の削除 『尾瀬国立公園』の指定

<管理計画の策定>

尾瀬は、日光国立公園尾瀬地域の時代より、マイカー規制、ゴミ持ち帰り運動、排水対策等の自然環境保全対策に先進的に取り組んできたこともあり、今後も日本の国立公園の先駆的な存在として、本公園を支える多様な主体とともに適正な保護及び利用を図っていく必要がある。

尾瀬国立公園の新たな指定により、尾瀬国立公園の管理計画として運用している「日光国立公園尾瀬地域管理計画」（以下「旧管理計画」）を参考にしながら「尾瀬国立公園管理計画」を策定することとした。しかし、旧管理計画は、平成 19 年度に新たに国立公園として編入した会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山地域が管理計画区に含まれていないこと、前回の策定より 12 年経過していること、宿泊者数と利用者数の減少等の利用状況の急激な変化や、ニホンジカによる植生被害等の自然環境の面でも新たな課題にも直面していることから、「尾瀬国立公園管理計画」においては、これらの本公園の実情に即した管理方針を示す必要がある。

<尾瀬国立公園における管理計画の位置付け>

国立公園管理計画（以下「管理計画」）は、地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適切な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するものであり、以下の事項を定めることとしている（「国立公園管理計画作成要領」（平成 18 年 4 月 20 日環自国発第 060420001 号））。

- (1) 国立公園又は管理計画区の概況
- (2) 管理の基本方針
- (3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- (4) 適正な公園利用の推進に関する事項
- (5) 公園事業及び行為許可等の取扱い
- (6) その他、管理計画の目的を達成するために必要な事項

「尾瀬国立公園管理計画」もこれらの事項について定めるとともに、尾瀬国立公園の管理を担う環境省関東地方環境事務所が尾瀬国立公園をどのようにしていきたいのか（「目指すべき姿」）、この「目指すべき姿」を達成するために関東地方環境事務所がどこ（「保全対象」）をどのように保全（「保全方針」）し、どのような利用を誘導する（「利用資源」、「利用方針」及び「整備方針」）か、を明確化することと

する。

さらに、尾瀬国立公園の管理は、関係団体・関係者との協力のもとに行われているため、本管理計画に定める事項は、多くの方々が理解しやすい内容とする。

なお、公園計画は概ね5年毎に見直し作業（点検）を行うこととされており、本管理計画においても、公園計画の変更、社会状況の変化等、必要に応じて改訂するものとする。

以上を基本とし、「国立公園管理計画作成要領」及び下記方針に基づき「尾瀬国立公園管理計画」を作成する。

尾瀬国立公園管理計画の作成方針

- ①尾瀬国立公園の「目指すべき姿」を明確化するとともに、公園計画で定められた保護計画及び利用計画の背景等を示し、今後、関東地方環境事務所が尾瀬国立公園の管理をしていく上での「保全方針」及び「利用方針」を定める。
- ②新たに国立公園として指定された会津駒ヶ岳及び田代山・帝釈山地域にも対応した管理計画とする。
- ③新たに尾瀬国立公園として指定された意義を踏まえ、現在の尾瀬国立公園を取り巻く環境に沿った管理計画とする。
- ④管理に必要な資料を参考資料として添付する（別冊：尾瀬国立公園管理計画書資料編）。

第1章 尾瀬国立公園の概況

1. 区域及び公園計画の概要

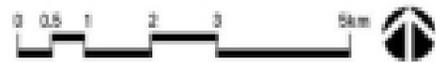
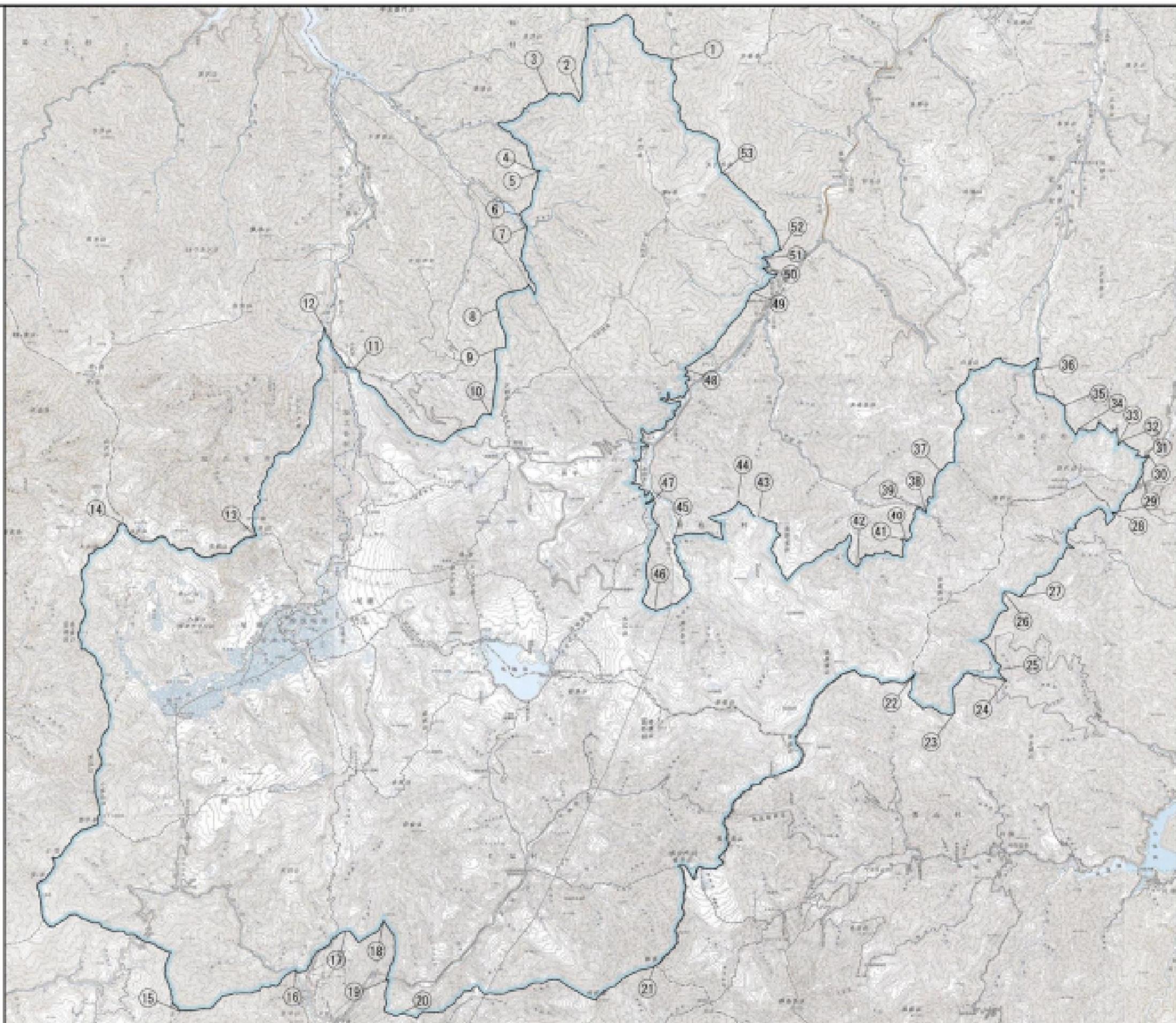
(1) 区域

本公園は、福島県南会津郡檜枝岐村及び南会津町、栃木県日光市、群馬県利根郡片品村、新潟県魚沼市の4県5市町村から成る広大なブナを中心とした樹林帯に覆われた山岳地域で、高標高域にはオオシラビソ、トウヒ、コメツガ等の亜高山帯針葉樹林の中に雪田草原、湖沼が散在する本州中部を代表する自然性の高い山岳国立公園である。面積は、37,200haである。

指定に当たっては、尾瀬沼及び尾瀬ヶ原から成る我が国を代表する高層湿原景観と、至仏山や燧ヶ岳と一体的な景観を形成する周辺の火山地（しんぐらやま 荷鞍山、さらふせやま 皿伏山、アヤマ平、けいつるやま 景鶴山等）の日光国立公園「尾瀬」地域に加え、これらの地域と同様に優れた自然環境及び地形的特徴を持つ会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山の山稜部及びこれら周辺に広範囲に分布するブナ林を主体とした自然林の地域を国立公園として指定した。

尾瀬国立公園 公園区域図

公園区域	名称	面積(ヘクタール)	位置
1	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
2	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
3	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
4	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
5	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
6	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
7	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
8	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
9	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
10	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
11	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
12	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
13	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
14	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
15	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
16	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
17	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
18	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
19	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
20	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
21	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
22	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
23	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
24	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
25	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
26	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
27	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
28	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
29	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
30	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
31	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
32	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
33	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
34	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
35	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
36	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
37	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
38	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
39	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
40	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
41	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
42	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
43	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
44	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
45	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
46	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
47	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
48	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
49	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
50	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
51	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
52	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖
53	尾瀬湖	1,100	尾瀬湖



(2) 公園計画の概要

①保護規制計画

1) 特別保護地区

厳重に景観の維持を図るべき地域。

- ・本公園の特徴的な景観を構成する最も重要な要素であり、また、多くの野生動植物が生息・生育している尾瀬沼及び尾瀬ヶ原並びにそれらと一体的な景観を形成している至仏山、燧ヶ岳、アヤマ平、景鶴山等の山々からなる盆地状地形の地域(日光国立公園尾瀬地域で特別保護地区に指定されていた地域)。
- ・燧ヶ岳の北面に点在する湿原群及びそれらと一体的な特異景観を形成している周囲のオオシラビソを主体とする亜高山帯針葉樹林帯。
- ・会津駒ヶ岳及び田代山の山頂部等の湿原並びに雪田群落及び袖沢上流部の多様性に富む森林植生地域。

2) 第1種特別地域

特別保護地区周辺にあつて、特別保護地区と一体となった景観を構成している優れた原生的森林や稜線部等の地域で、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

- ・尾瀬ヶ原や尾瀬沼等の特別保護地区に隣接する区域で、尾瀬の景観を特徴づけるオオシラビソを主体とする自然林がまとまって分布する地域。
- ・会津駒ヶ岳及び田代山の特別保護地区から連続する稜線部で、オオシラビソを主体とする自然林が分布する地域。

3) 第2種特別地域

利用上重要な車道沿線や主要な利用地点の周囲、並びに良好な風致が維持された自然林を有する地域で、利用との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域。

- ・1)、2)以外の地域であつて、ブナの原生林や亜高山帯針葉樹林等を主体とする自然林がまとまって分布する地域。
- ・1)、2)以外の地域であつて、利用上重要な車道(御池沼山線、笠科川鳩待峠線、戸倉坤六峠線、戸倉富士見下線及び戸倉大清水線)沿線及び主要な利用拠点(御池集団施設地区及び尾瀬沼集団施設地区)周辺。

4) 第3種特別地域

人工林を主体とした地域で、生業との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図る地域。

- ・片品村戸倉区の後背にあたり、亜高山帯針葉樹林帯、広葉樹林帯による自然林やカラマツ等の人工林からなる地域で、中・大型哺乳類の生息地にもなっている地域。
- ・檜枝岐村集落地の後背にあたり、地域の生活と密着した薪炭林採取等の場と

して利用されている地域。

5) 指定湖沼及び指定湿原

特別保護地区内の景観の核心をなす尾瀬沼及び尾瀬ヶ原を厳正に保護するため、水質及び水位を保全する必要があることから、指定湖沼及び指定湿原とする。

- a) 指定湖沼 尾瀬沼
- b) 指定湿原 尾瀬ヶ原

②施設計画

1) 保護施設計画

(ア) 植生復元施設

景観を維持するための植生復元施設とし、適切な植生の保護・復元を図っていく地域。

- ・尾瀬ヶ原、尾瀬沼及び周辺山岳地帯等の本公園を代表する景観を有する地域であり、過去の過度な利用やニホンジカによる食害等によって生じたと考えられる湿原植生及び高山植生等の荒廃が見られる箇所。

2) 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

本公園の動線上、重要な利用拠点であり、既に宿舎、博物展示施設等の利用施設が集約的に整備されている、今後も利用施設の適切な整備・管理が必要な地区。利用及び管理のための施設を総合的に整備し、今後も快適な公園利用の拠点として、適切に整備を行うことが必要な地区。

a) 御池

福島県側からの主要な入山拠点で、宿舎、駐車場等の利用施設が集約的に整備されている。また、マイカー規制の起点となっており、適正な利用を図る拠点として重要な地区。

b) 尾瀬沼

尾瀬沼や燧ヶ岳を中心とした利用動線及び利用実態から見て利用者が集まる重要な拠点で、宿舎、博物展示施設等の利用施設が集約的に整備されており、適正な利用を図る拠点として重要な地区。

c) 山ノ鼻

尾瀬ヶ原や至仏山を中心とした利用動線及び利用実態から見て利用者が集まる重要な拠点で、宿舎、博物展示施設等の利用施設が集約的に整備されており、適正な利用を図る拠点として重要な地区。

(イ) 単独施設

利用実態から見て必要な施設であり、利用の増進を図るとともに、適切に整備を実施していく。

- a) 園 地 散策、風景鑑賞、自然観察等の自然とのふれあいを図るための施設。
- b) 宿 舎 宿泊の用に供される施設。休憩又は飲食の用にも供される施設。
- c) 避難小屋 山岳において一時難を避けるための施設。
- d) 休憩所 休憩又は飲食の用に供される施設。情報提供施設としての機能も備えた施設。
- e) 野 営 場 野営のために供されるテントサイト等の施設。
- f) 駐 車 場 公園利用者の運送用に供される乗用車、バス、タクシー等を駐車するための施設。
- g) 給 水 施 設 公園利用者に飲料水を供給するための施設。
- h) 排 水 施 設 集団施設地区又は公園利用者の集中する地区の排水を適切に処理するための送水施設及び排水施設。
- i) 博物展示施設 本公園の自然環境や歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、展示したり、自然観察会等を実施したりする施設。

(ウ) 車道

入山口等までのアプローチとして現存し、利用されている車道。

(エ) 歩道

本公園は1,000m以上の標高に位置していることから、多くの歩道は山岳地帯の「登山道」として公園計画に位置付けられているが、各歩道の自然条件と、そこに見合った利用形態を考え、管理計画では歩道を下記の2種類に分類し直す。

- a) 登 山 道 急斜面を中心とした場所に設置されており、相応の登山技術、体力、装備を有する公園利用者を想定した歩道。
- b) 山岳探勝歩道 緩斜面を中心とした場所に設置されており、特別な登山技術は持たないが、ある程度の体力と装備を有する公園利用者を想定した歩道。

③生態系維持回復事業計画

ニホンジカの生息数増加や生息域拡大とともに、湿原植生の攪乱等が確認され、ニホンジカの影響を受けずに形成された本公園の生態系に大きな影響を与えるおそれがでてきている。このため本公園の生態系の維持又は回復を図るため、ニホンジカの防除や植生の保護等を実施する。また、事業の効果を検証するため、ニホンジカの生息状況等の調査及びモニタリングを実施し、より効果的な事業実施に向けて調査研究及び実証試験を行う。

2. 自然環境の概要

(1) 地形、地質

我が国を代表する典型的な山地高層湿原で、本州最大の面積を有する尾瀬ヶ原と、火山堰止湖である尾瀬沼を中心に、大江湿原、アヤメ平等の成因及び規模の異なる湿原を、燧ヶ岳や至仏山等の 2,000m 級の山々を取り囲み、盆地地形を形成している。尾瀬沼及び尾瀬ヶ原一帯を源とした只見川は、平滑ノ滝、三条ノ滝等の瀑布景観を形成している。

尾瀬ヶ原、尾瀬沼の北部には、雪田草原、湿原を有する会津駒ヶ岳、東部には黒岩山、帝釈山、山頂に台地状の湿原を有する田代山の山稜が連続しており、尾瀬国立公園全体においても変化に富んだ地形及び多様な地質を呈している。

田代山～帝釈山～台倉高山～三平峠～富士見峠～鳩待峠～至仏山を結ぶ稜線は日本海と太平洋との水系の境界線で中央分水嶺と呼ばれている。

①尾瀬沼

標高 1,660m に位置し、180ha の面積をもつ沼で、水深は約 9 m である。燧ヶ岳の噴火によって流れた溶岩が沼尻川を堰き止めてできたと考えられており、周囲には浅湖湿原、大江湿原等の発達した湿原を有し、それらの湿原と併せ、沼から湿原への遷移の過程が見られる。

②尾瀬ヶ原

燧ヶ岳の溶岩によって沼尻川が堰き止められ、周囲の山等から流入した土砂が堆積し、形成された山地湿原と考えられており、標高 1,400m に位置し、760ha の面積をもつ。代表的な高層湿原の特徴を有し、ケルミーシュレンケ複合体等の特異な地形が見られるとともに、4.5～5.0m と厚く堆積した泥炭層は、過去の気候変化や周辺の火山記録等の調査に用いられ、学術上の価値が高い。また、湿原内の川沿いには、上流の土砂が堆積し栄養の豊富な土壌の上に形成された拋水林が見られる。

なお、低層湿原、中層湿原も存在し、池塘や浮島等の湿原の形成過程を示す微地形や水の流れが湿原の中に消え、離れた場所に再び湧き出す竜宮現象を見ることができるとも尾瀬ヶ原の特徴である。

③燧ヶ岳等の火山

燧ヶ岳は尾瀬ヶ原東側に位置し、標高 2,356m の東北地方以北の最高峰であり、度重なる噴火により噴出した溶岩や火山灰が積み重なって形成された成層火山である。火山活動が約 35 万年前に始まり、約 500 年前にも噴火した比較的新しい火山である。

柴安^{しばやすぐら}、俎^{まないたぐら}、御池岳、赤ナグレ岳及びミノブチ岳の 5 つの火山体から成り、最も高い柴安が燧ヶ岳の標高となっている。北面には所々に湿原が形成されている。

尾瀬ヶ原や尾瀬沼周辺を囲むアヤメ平、皿伏山、荷鞍山、ススケ峰、景鶴山等も火山であり、アヤメ平には湿原が形成されている。

④至仏山

尾瀬ヶ原西側に位置する標高 2,228.1mの構造山地である。約 1 億年前に地殻変動により隆起し形成された南北に長い山塊であり、その南には小至仏、悪沢岳、笠ヶ岳等の 2,000m級の峰々が連っている。至仏山の東面は谷が浅い穏やかな山容であり、山麓には花崗岩～足尾帯にあたる砂岩・頁岩が分布し、山頂に向かうにつれ、蛇紋岩の基盤露出や岩塊が見られる。蛇紋岩はマグネシウムを多く含む超塩基性の特異な岩石である。また一部流紋岩が貫入している。

⑤会津駒ヶ岳

越後山脈に属し、標高 2,133mで、山頂及び稜線部には雪田草原、湿原を有する。特に、北西の中門岳(2,060m)へ至る稜線上は平坦な地形となっており、雪田凹地により湿原や池塘が多く点在している。山頂から南西へ大杉岳(1,921m)、大津岐山(1,945m)と、2,000m級の山々が連続しているが、起伏が少ないため、山頂部分が明瞭ではない。地質は、中門岳周辺は花崗岩類、南西の大杉岳、大津岐山及びキリンテ周辺は約 1 万 8 千年前から現在までに形成された最も新しい地層が分布している。

⑥田代山・帝釈山

北端の田代山(1,926.3m)から南西に帝釈山(2,059.6m)、台倉高山(2,066.7m)、黒岩山(2,162.8m)と 2,000m級の山々が連続している。田代山山頂には単一の傾斜湿原としては世界的にも稀である約 20ha の高層湿原が広がっている。地質は、田代山山頂及び帝釈山山頂には約 700 万年から 170 万年前までに噴火した火山の岩石であるデイサイトや流紋岩類、麓には花崗岩類が分布している。

(2) 植生

湿原には特有の湿原植生、拋水林、亜高山帯には広範囲のブナの原生林やオオシラビソ、トウヒ、ダケカンバ等、高山帯にはハイマツや高山植物が見られる。

なお、本公園は北方系(主に氷河期の遺存種)と南方系(氷河期以降に南方から侵入した種)、太平洋型(降雪等の影響をあまり受けない植生が成立するエリア)と日本海型(降雪等の影響を受けた植生が成立するエリア)の接点にあたり、シダ植物以上の高等植物にあっては、国内で確認された種の 1 割強にあたる 116 科 938 種が確認されており、多様な植物相が形成されている。また、固有種等も多く、「原産植物」(尾瀬で初めて見つけられた植物)が 19 科 42 種、「特産種」(尾瀬周辺でしか見られない植物)が 10 科 19 種生育している(平成 19 年 3 月時点)。

① 湿原植生

尾瀬ヶ原を中心とした高層湿原では、ミズゴケ類が見られるほか、北方系遺存種であるツルコケモモ、ナガバノモウセンゴケ、ヒメシヤクナゲ等が生育している。尾瀬ヶ原の低層湿原では、固有種であるオゼキンポウゲやユキイヌノヒゲのほか、ヨシ、ミズバショウ、リュウキンカ、ワレモコウ等、中間湿原ではニッコウキスゲ、ヌマガ

ヤ、ヤチヤナギ等が見られ、地下水位の高さ等の条件によって様々な植生が確認できる。

尾瀬沼及びその周辺、会津駒ヶ岳山頂から中門岳にかけての稜線及びその周辺、田代山山頂や稜線に点在する雪田草原及び湿原でも同様にミズバショウ、リュウキンカ、チングルマ、ニッコウキスゲ、タテヤマリンドウ、ワタスゲ等、湿原の水文環境の違い等により様々な植生を見ることができる。

また、尾瀬ヶ原では絶滅危惧種のオゼコウホネ、オゼヌマアザミ、オゼヌマタイゲキ等の特産種が生育している。9月に入ると草紅葉を見ることができる。

② 拋水林

尾瀬ヶ原はミズゴケが厚く堆積した泥炭地で、酸性が強い貧栄養の土壌であるため樹木が生育できないが、川沿いには山の斜面から流出した土砂が堆積し、樹木の生育に必要な栄養が十分に供給されている。そのため、ハルニレ、ミズナラ、ダケカンバ、サワグルミ等の落葉広葉樹林やオニシモツケ、ハンゴンソウ、ギョウジャニンニク等の下層植生が生育しており、これは「拋水林」と呼ばれている。また、カラマツ、シラカンバ、ダケカンバ等による孤立林も見られる。

③ 高山植物

燧ヶ岳、田代山・帝釈山、会津駒ヶ岳の山頂付近では、アズマシャクナゲ、ハクサンコザクラ、タテヤマリンドウ、シラネアオイ、イワカガミ、マイヅルソウ、イワイチョウ等の多くの高山植物が見られる。その他、鳩待峠や裏燧林道のブナ林の下層には、日本海型植物であるトガクシショウマやスミレサイシン、北方系植物であるオオタチツボスミレが見られ、帝釈山から台倉高山にかけての林床には1属1種の日本固有種であるオサバグサ群落が高密度に生育している。

④ 樹林帯

尾瀬ヶ原、尾瀬沼を取り囲む山岳地帯及びその北部の会津駒ヶ岳周辺、東部の黒岩山、田代山・帝釈山周辺では、700～1,600mの山麓の下層にチシマザサを有する自然性の高い日本海型のブナの原生林を主体とした落葉広葉樹林が広範囲で広がっており、中部日本で最も典型的な森林景観を有している。1,600mを境にオオシラビソ、クロベ、トウヒ、コメツガ、ダケカンバ等が生育する亜高山帯、矮性化したオオシラビソやミヤマナラ等の自然低木群落、ハイマツの生育する高山帯が見られる。また、鳩待峠から山ノ鼻に至る登山道沿いには、全国的にも珍しいミズナラとハルニレ、カラマツ等から成る森林が見られる等、非常に多様な林相を有している。

⑤ 至仏山の植生

至仏山は、植物の生理機能を妨げるマグネシウムを多く含む超塩基性の蛇紋岩からなっており、また寒冷かつ風あたりが強いことから、植物が育つには厳しい環境と言われている。そのためオゼソウ、カトウハコベ、タカネトウウチソウ等の蛇紋岩残存種と呼ばれる植物や他の地域から入りこみ蛇紋岩により形体が変化したホソバヒナウ

スユキソウ、ジョウシュウアズマギク等の変種等、希少な植物が多く生育している。また、樹林帯では、ブナ、オオシラビソ、クロベ等が見られるほか、地質が蛇紋岩に変わる標高 1,640m 辺りの森林限界より上は、キタゴヨウ、ネズコ等の低木化した針葉樹が生育している。

(3) 野生動物

本公園は、豊かで、かつ原始的な森林生態系及び湿原植生を有するとともに、北方系と南方系、太平洋型と日本海型の接点に位置することから、植物同様、多様な動物相が形成されている。

① 哺乳類

30 種以上の哺乳類が確認されており、小型哺乳類ではネズミ類やモグラ類のほか、環境省レッドリストにおいて準絶滅危惧種に掲載されているホンドオコジョ、国の天然記念物でもあるヤマネが見られる。中型哺乳類では、イタチやキツネ、ウサギ等が生息するとともに、ツキノワグマ、カモシカ等の大型哺乳類も見られる。これまで確認されていなかったニホンジカの生息が近年確認されるようになり、食害やヌタ場の形成等による湿原植生への影響が懸念されている。

② 鳥類

尾瀬ヶ原や尾瀬沼等の水場のほか、2,000m 級の山岳地帯、豊富な自然林等の変化に富んだ環境に恵まれているため、150 種以上の鳥類が確認されている。

林間部にはルリビタキ、メボソムシクイ、オオルリ、ホトトギス類、キツツキ類のほか、クマタカ、イヌワシ等の猛禽類も見られる。また山ノ鼻地区の休憩所では毎年イワツバメが軒下に巣を作っている。

湿原にはヒバリやノビタキ、ホオアカ、オオヨシキリ等が生育し、カイツブリ、マガモが繁殖期に飛来してくる。また、拋水林には、モズやアオジ、カッコウ等が見られる。尾瀬沼では、アオサギやキンクロハジモ、コハクチョウ等も見ることができ、尾瀬沼は渡りの重要な中継地になっている。

このような豊富な鳥相を有していることもあり、尾瀬ヶ原、尾瀬沼一帯は平成 17 年に、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の「ラムサール条約湿地」に登録された。

③ 昆虫類等

トンボ類は大型のヤンマからアカネ、イトトンボ類の中型種、日本最小のトンボであるハッチョウトンボ等 40 種ほど見られるとともに、日本産の北方系 17 種全ての生息が確認されている。それらの多くは溪流のほか、池塘で産卵されており、その幼生は水深により棲み分けすることが確認されている。

チョウ類も多く確認されており、オオウラギンスジヒョウモンやコヒョウモン、ルリシジミ、アサギマダラ等 50 種ほどが生育している。

また、池塘の中ではイモリが見られ、湿原周辺の沢にはトウホクサンショウウオ、

ハコネサンショウウオ、クロサンショウウオが生息している。

(4) 人文

檜枝岐村と片品村戸倉は、尾瀬を挟んで沼田と会津若松を結ぶ会津街道（沼田街道）の途中に位置し、戸倉には関所が設けられていた。この街道を利用して、昔から旅人の往還があり、江戸時代には米や酒などの物資の交易もあった。尾瀬が登山の対象とされ始めたのは明治 23 年に平野長蔵が尾瀬沼畔に長蔵小屋を建てた頃からであるが、小屋建設当時の主たる利用は漁業や狩猟であった。また、豊富な水資源から、水力発電計画や分水計画等の開発計画が打ち出され、それらに反対する自然保護運動も大正時代より始まっており、本公園は「日本の自然保護運動発祥の地」と呼ばれている。

現在では、檜枝岐村は、尾瀬、会津駒ヶ岳、帝釈山等の自然や檜枝岐歌舞伎といった文化伝統を活かした村づくりを行っている。檜枝岐歌舞伎は 270 年以上の歴史をもつ農村歌舞伎で、その舞台は国指定重要有形民族文化財である。片品村も「尾瀬の郷」構想を掲げ、豊かな自然環境資源を活かした村づくりを行っている。

また、魚沼市の湯之谷地区には、尾瀬を発見したと伝えられる尾瀬中納言三郎の伝説があり、毎年 7 月末にその供養祭が営まれている。南会津町においても尾瀬国立公園への指定を機に、田代山・帝釈山における環境学習を中心とした、幅広い利用の推進に取り組んでいる。

3. 公園利用の概要

(1) 利用状況

自然探勝又は登山を目的とする利用が中心である。

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼は自然探勝が利用の中心であり、身近にかつ手軽に豊かな自然とふれあえる場所として活用されている。アクセス及び施設の良さから、ツアーも含め、幅広い年代に利用され、近年では日帰り利用が主体となっている。利用は開山期である 5 月中旬から 10 月下旬までの三季型になっており、なかでも春のミズバショウ、夏のニッコウキスゲ、秋の草紅葉や紅葉時期の集中が著しい。近年では、環境学習の場としての利用も盛んに行われるようになり、行政による小中学校を対象とした環境学習の事業や民間による自然学校の開催が見られる。また、山小屋や周辺の道路が閉鎖している閉山期（冬期）には冬山登山や山スキーなどの利用も見られる。

日光国立公園尾瀬地域の開山期の利用者数は、平成 2～7 年度まで 50 万人台前半で推移し、平成 8 年度には過去最多の 64 万人を記録したが、その後減少が続き、近年では 30 万人台前半で推移している。平成 24 年度の尾瀬国立公園の開山期の利用者は約 32 万人であった。

至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳、田代山及び帝釈山は、中高年を中心とした多くの登山者に親しまれ、平成 24 年度の開山期は至仏山には約 1 万 1 千人、会津駒ヶ岳には約 9 千人、田代山及び帝釈山には約 8 千人の利用があった。

(2) 利用動態の特徴

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼周辺への主な入山口は 6 カ所ある。このうち尾瀬ヶ原への入山

口である鳩待峠からの入山者数が全入山者数の6割、尾瀬沼への入山口である沼山峠からの入山者数が3割弱、大清水からの入山者数が1割弱となっており、尾瀬ヶ原と尾瀬沼へのアクセスが容易な鳩待峠及び沼山峠からの日帰りによる利用が半分以上を占めている。各入山口からの利用者は、ビジターセンターが整備されている山ノ鼻及び尾瀬沼集団施設地区を休憩、トイレ利用、宿泊等の主な拠点として利用している。

会津駒ヶ岳の入山口は滝沢登山口、キリンテ登山口、御池登山口の3か所あるが、キリンテ登山口の利用は少なく、滝沢登山口から会津駒ヶ岳山頂を経由し、中門岳へ至るルートの日帰り利用が主となっている。

田代山・帝釈山の入山口は馬坂峠登山口、猿倉登山口、木賊登山口の3か所あるが、馬坂峠登山口と猿倉登山口の利用が主である。オサバグサが開花する6～7月に利用が集中している。

第2章 管理の基本方針

1. 尾瀬国立公園の目指すべき姿

尾瀬国立公園の目指すべき姿を以下のとおりとする。

- 利用者に感動を与える美しい自然景観であり、山地湿原特有の動植物や貴重な高山植物、ブナの原生林等の質の高い自然環境から構成される雄大な湿原景観が、将来にわたり維持されている。
- 自然景観の保全を基本とした利用が今後も推進され、環境学習の場としての利用、山麓における自然とのふれあい活動の場としての利用等、風景鑑賞のみに留まらない体験・学習型の利用が充実している。

2. 尾瀬国立公園の管理の基本方針

(1) 自然景観の保全

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の開放的な景観と、これらを囲む至仏山及び燧ヶ岳等の周囲の山岳からなる雄大な盆地景観、会津駒ヶ岳の稜線や田代山の山頂に広がる開放的な山地湿原景観等、これらの美しい自然景観が本公園の特徴である。一方で、至仏山、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳や帝釈山山頂等から眺望するパノラマ景観や、紅葉及び草紅葉等の季節の景観、高山植物の群落や山麓から山腹に広がるブナの原生林から成る自然性が高い森林景観、三条ノ滝、平滑ノ滝等の瀑布景観等、様々な優れた自然景観を有しており、これらの自然景観を目的に訪れる利用者が多い。そのため、展望地や利用動線からの眺望の確保、植生復元対策の実施等、保全対象となる自然景観を適正に保全し、利用者に感動を与える美しい自然景観を維持していく。また、保全に関する各施策については、モニタリング及びフィードバックを行うことで順応的管理を行っていく。

(2) 自然環境の保全

尾瀬ヶ原、尾瀬沼、燧ヶ岳北面、会津駒ヶ岳山頂及び田代山山頂に代表される湿原には、山岳湿原特有の希少な植物や多様な野生動物が生息・生育している。また、至仏山や会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山等の周囲の山岳には、広大なブナの原生林やオオシラビソ等の亜高山帯針葉樹林が広がり、それらの下層には貴重な高山植物が生育しており、公園全体が自然性の高い生態系で成り立っていると同時に、これらの生態系から成る自然環境が自然景観を構成する重要な要素になっている。そのため、これらの自然環境を保護していくとともに、移入種の侵入及び定着防止対策や植生復元対策を実施し、良好な環境を維持していくことで、利用者に感動を与える美しい自然景観を維持していく。また、保全に関する各施策については、モニタリング及びフィードバックを行うことにより有効な対策を講じていく。

(3) 快適かつ適正な利用の推進

開山期である5月～10月を中心に湿原散策をはじめとした自然探勝、登山等の利用者が多く訪れ、平成24年度は約32万人が本公園を訪れた。多くの公園利用者が短い期間に訪れることから、自然環境の保全に対する配慮がなされるよう、マナー指導やルールづくり等を通し適正な利用への誘導を図るとともに、混雑緩和対策や山小屋利用の推進等の対策を講じ、尾瀬の自然にゆっくりふれあい、多くの利用者がその素晴らしさに感動することができる利用を推進していく。また、利用者数や利用動態の変化についてのモニタリングを継続的に実施し、モニタリングで得られた情報を利用に関する各施策にフィードバックすることで、順応的管理を行っている。

なお、自然景観の保全を優先事項として、現在の規模を超える利用のための施設整備は原則行わないこととし、自然景観に配慮した上で、標識の充実や、よりの確な利用動線の確保等の快適な利用空間の整備に努める。

(4) 幅広い利用の促進

本公園の利用形態は、尾瀬ヶ原、尾瀬沼の自然探勝やその周辺山岳地の登山が主であるが、ビジターセンターやガイド等の関係者と協力し、貴重な自然生態系を学ぶことができる機会を充実させていく。また、本公園は「日本の自然保護運動発祥の地」と言われており、植生復元や木道敷設等の自然保護に関する取組みが先駆的に実施されてきていることから、より自然への理解を深め自然環境保全に対する意識啓発の場としての活用も推進していく等、従来の風景鑑賞のみに留まらない本公園の新たな利用形態を検討し、幅広い利用の促進を図る。

(5) 継続的なモニタリングの実施及び情報収集、発信の充実

自然景観、利用状況等に係る情報について、調査や巡視を中心に継続的に情報の収集及び蓄積を行い、それらを各施策に反映し、順応的管理を行っていく。また、ホームページ、パンフレット、チラシ等の情報発信媒体を充実させ、自然情報や利用状況のほか、利用マナーやルールに関する情報も利用者に提供することで、適正利用を促進していく。

3. 管理計画区の設定

本公園は、全域において、自然環境及び地形的連続性があり、公園利用についても広く一体的に行われている。また複数の县市町村にまたがるものの、それぞれ尾瀬を中心とした文化や産業を持つ等、人文的なつながりも見られることから、尾瀬国立公園区域全体を一管理計画区とし、国立公園の施策を一体的に行うこととする。

※「風致」及び「景観」について

自然公園法では、保全対象を「風致」と「景観」に分けているが、本管理計画では保全対象を「自然景観」に統一する。

第3章 自然景観の保全に関する事項

第2章2.(1)自然景観の保全及び(2)自然環境の保全に示す保全に関する基本方針に基づく施策を効果的に実施するため、保全すべき自然景観等に応じゾーニングを行い、ゾーニング毎に保全方針を定め、ゾーニング毎に適切に自然景観を保全していくことで、公園全体の自然景観の維持を図っていくこととする。

1. 保全のゾーニング

本公園は自然景観の特性及び保全度から保護規制計画(第1章1.(2)①保護規制計画)により特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域の4つにゾーニングされているため、これを**保全のゾーニング**(表1、図1)とし、この規制計画のゾーニング毎に保全対象及び保全方針を定める。保全対象については自然景観の特性を鑑み、各ゾーニングを地域毎にさらに区分けして示す。

2. ゾーニング毎の保全対象及び保全方針

第2章2.(1)自然景観の保全及び(2)自然環境の保全の基本方針に沿って自然景観を管理するとともに、以下に示す**保全対象**を**保全方針**に沿って管理することで、第2章1. 目指すべき姿の実現を図る。

A 特別保護地区

①保全対象

地域	保全対象 <input checked="" type="checkbox"/> 自然景観 <input type="checkbox"/> 自然景観を構成する要素(自然環境)
① 会津駒ヶ岳山頂部	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 山頂部の多数の池塘を含む湿原景観 <input checked="" type="checkbox"/> 湿原と周囲の山岳地帯との一体的な景観 <input checked="" type="checkbox"/> 山頂から眺望する燧ヶ岳、至仏山、田代山等のパノラマ景観 <input type="checkbox"/> 雪田草原(山地湿原)を中心とした高山植物及び湿原植生 <input type="checkbox"/> 昆虫類や鳥類等の湿原特有の野生動物
② 尾瀬ヶ原	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 拋水林や池塘等を含めた湿原景観 <input checked="" type="checkbox"/> 湿原と周囲の山岳から成る山地湿原景観 <input checked="" type="checkbox"/> 尾瀬ヶ原の水を一手に集めた平滑ノ滝と三条ノ滝の瀑布景観 <input checked="" type="checkbox"/> 周囲の山岳から眺望できる盆地景観 <input checked="" type="checkbox"/> ダケカンバ、ブナ等の広葉樹林や、オオシラビソ、クロベ等の亜高山帯針葉樹林を主体とした湿原周辺の森林景観 <input type="checkbox"/> 本州最大の山地湿原 <input type="checkbox"/> 高層湿原を中心とした湿原植生

③

尾瀬沼

- 湿原泥炭層
 - ケルミーシュレンケ複合体、浮島、池塘等の湿原特有の微地形
 - ダケカンバ、ブナ等の広葉樹林～オオシラビソ、クロベ等の亜高山帯針葉樹林から成る森林生態系
 - 抛水林や周辺の低木類
 - 昆虫類や鳥類等の多様な野生動物
- 湿原及び湖畔景観
 - 湿原及び沼等の水辺と周囲の山岳やオオシラビソ、コメツガ等の針葉樹林が一体となった山地湖沼景観
 - 周囲の山岳から眺望できる盆地地形の湖沼景観
 - 火山堰止湖及びその周辺の湿原を中心とした湿原植生
 - 昆虫類や鳥類等の多様な野生動物
 - オオシラビソを主体とした森林生態系

④

燧ヶ岳山頂部

- 尾瀬沼、尾瀬ヶ原と一体となった山岳景観
- 山頂からのパノラマ景観
- 山頂から眺望する尾瀬沼、尾瀬ヶ原の景観
- 山頂から眺望するオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林～ブナを主体とする広葉樹林から成る森林景観
- 北面の傾斜湿原群とその周囲のオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林から成る山地湿原景観
- 北面の傾斜湿原を中心とした湿原植生
- 露出した火山地質
- 5峰の山容に見られる火山地形
- 山岳地帯特有の高山植物
- 山頂のオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林～山麓のブナを主体とする広葉樹林の垂直植生分布
- ツキノワグマ、カモシカ等の野生動物

⑤

至仏山

- 尾瀬ヶ原と一体となった山岳景観
- 山頂からのパノラマ景観
- 山頂から眺望する尾瀬ヶ原の景観
- オヤマ沢田代と周囲の亜高山帯針葉樹林から成る景観
- 至仏山特有の蛇紋岩地質とそれに起因する希少な高山植物
- オヤマ沢田代の希少な湿原植生
- オオシラビソ、クロベ等の亜高山帯針葉樹林の高山帯～亜高山帯の垂直植生分布
- ツキノワグマ、カモシカ等の野生動物

⑥ アヤメ平	<ul style="list-style-type: none"> ■ 池塘を含めた湿原景観 ■ 湿原と周囲の亜高山帯針葉樹林から成る景観 ■ 至仏山や燧ヶ岳等の周囲の山岳と一体となった景観 ■ オオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林から成る山麓森林景観 □ 傾斜湿原の湿原植生 □ オオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林から成る森林生態系 □ ツキノワグマ、カモシカ等の野生動物
⑦ 田代山山頂部及び小田代	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山頂からのパノラマ景観 ■ 台地状の山地湿原からなる特異な湿原景観 ■ 山頂から眺望する会津駒ヶ岳の景観 □ 山地湿原を中心とした高山植物及び湿原植生 □ イトトンボ類、カオジロトンボ等のトンボ類

②保全方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全対象を厳正に保護し、現在の自然景観を維持する。 ・ 特に湿原植生、会津駒ヶ岳山頂の雪田草原及び至仏山の高山植物は非常に脆弱であることから、厳正に保護していく。 ・ 植生の荒廃箇所には植生復元工の対策を講じる。なお、至仏山における、植生復元対策及び植生保護対策等は「至仏山保全対策会議（事務局：（財）尾瀬保護財団）」において検討していく。 ・ 移入植物の侵入については常に監視し、定着を防ぐ。 ・ 尾瀬ヶ原及び尾瀬沼については自然景観の保全のため、水位及び水質の維持に努める。

B 第1種特別地域

①保全対象

地域	保全対象〈■自然景観 □自然景観を構成する要素（自然環境）〉
⑧ 会津駒ヶ岳北東部及び南部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 稜線から眺望されるオオシラビソから成る森林景観 □ 山頂付近に広がるオオシラビソや斜面に広がるミヤマナラを主体とした低木群落 □ カモシカ、ヤマネ等の野生動物
⑨ 燧ヶ岳北西麓及び東麓	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山頂のオオシラビソ、ハイマツ等の亜高山帯針葉樹林～山麓のブナを主体とした広葉樹林から成る森林景観 ■ ブナを主体とした広葉樹林から成る森林景観

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 渋沢大滝をはじめとする溪流景観 ■ 長池を中心とした池や湿原と周囲のオオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林から成る景観 □ 山頂のオオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林帯～山麓のブナを主体とした広葉樹林帯の垂直植生分布 □ 長池を中心とした湿原植生 □ 東麓の希少な天然カラマツ林 □ カモシカ、ツキノワグマ等の野生動物
<p>① 田代山・帝釈山 稜線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ オオシラビソやダケカンバ等の亜高山帯針広混交林から成る森林景観 ■ 歩道沿いの林床で見られるオサバグサ群落から成る景観 ■ 山頂からのパノラマ景観 □ オオシラビソ、ダケカンバの針葉樹林帯 □ オサバグサ群落やカニコウモリ亜群集等の多様な高山植物 □ 急斜面地に広がるコメツガ亜群集や尾根部に広がるクロベージュクナゲ群集、オオシラビソとタケカンバ等の樹林帯等の多様な森林植生 □ 昆虫類や鳥類等の野生動物
<p>② 尾瀬ヶ原及び尾 瀬沼南部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ オオシラビソを主体とした森林景観 ■ 登山道沿いの溪流景観 ■ 尾瀬ヶ原と尾瀬沼を背景とした景観 □ オオシラビソを主体とした亜高山帯針葉樹林
<p>③ 悪沢岳及び笠ヶ 岳東麓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 尾瀬ヶ原や周囲の山岳と一体となった景観 ■ 笠ヶ岳山頂からのパノラマ景観 □ 笠ヶ岳山頂付近に生育する希少な高山植物 □ 片藤沼と周囲に点在する小湿原の湿原植生 □ オオシラビソや矮性化したミヤマナラを主体とした亜高山帯樹林

②保全方針

- ・ 特別保護地区と一体となった自然景観を構成していることから、保全対象を極力保護し、現在の自然景観を維持する。
- ・ 点在する湿原植生は非常に脆弱であることから、厳正に保護していく。
- ・ 帝釈山に高密度に生育しているオサバグサ群落については分布範囲からも特筆すべき植生であることから、厳正に保護していく。

C 第2種特別地域

①保全対象

地域	保全対象 <input checked="" type="checkbox"/> 自然景観 <input type="checkbox"/> 自然景観を構成する要素（自然環境）
㊸ 会津駒ヶ岳山麓	<ul style="list-style-type: none"> ■ 竜ノ門の滝の瀑布景観 ■ 歩道沿いのブナ、ミズナラ等の広葉樹林から成る森林景観 □ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林 □ カモシカ、ツキノワグマ、モモンガ、ハチクマ、オオイチモンジ等の野生動物 □ 大津岐川上流部に生息するハッコウトンボ
㊹ 御池及び沼山峠 北西麓	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広範囲に広がる^{ぶなだら}樺平のブナの森林景観 ■ 車両から眺望できるブナの広葉樹林～オオシラビソの亜高山帯針葉樹林に変化する森林景観 ■ モーカケの滝や抱返ノ滝等を中心とした溪流景観 ■ 車両から眺望できるスモウトリ田代や重兵衛池の湿原景観 □ 日本海型のブナの広大な原生林 □ オオシラビソの亜高山帯針葉樹林 □ スモウトリ田代や重兵衛池における湿原植生
㊺ 小沢平及び燧ヶ 岳北西麓	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歩道沿いの燧ヶ岳北西から小沢平に広がるブナ、ミズナラ等の広葉樹林から成る森林景観 ■ 三条ノ滝北西（^{まつくらたかやま}松嵩高山北東麓）に広がるオオシラビソを主体とする亜高山帯針葉樹林から成る森林景観 ■ 歩道沿いの只見川の溪流景観 ■ 渋沢大滝の瀑布景観 □ 燧ヶ岳北西から小沢平に広がるブナの広葉樹林帯 □ 三条ノ滝北西（松嵩高山北東麓）に広がるオオシラビソを主体とする亜高山帯針葉樹林や矮性化したミヤマナラの自然低木群落 □ カタクリ、イワウチワ等の林床の高山植物 □ カモシカ、ヤマネ、ハチクマ等の野生動物
㊻ 田代山・帝釈山 山麓	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歩道沿いのオオシラビソやコメツガ等の亜高山帯針葉樹林から成る森林景観 ■ 帝釈山山麓のカラマツの針葉樹林から成る森林景観 □ オオシラビソやコメツガ等の亜高山帯針葉樹林 □ カラマツの針葉樹林 □ カモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類や多様な昆虫類や鳥類等の野生動物

<p>⑨ 沼山峠南東部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沼山峠南東部（大江山～高八卦山）の高い標高に広がるオオシラビソやコメツガ、トウヒの亜高山帯針葉樹林～低い標高に広がるブナの広葉樹林から成る森林景観 □ 高い標高に広がるオオシラビソやコメツガ等の亜高山帯針葉樹林帯 □ 低い標高に広がり、気候的な極相と考えられるブナの広葉樹林帯 □ カモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類や多様な昆虫類や鳥類等の野生動物
<p>⑩ 黒岩山西部及び鬼怒沼山</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歩道沿いのオオシラビソの亜高山帯針葉樹林から成る森林景観 ■ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林から成る森林景観 ■ 赤安山、黒岩山等の歩道沿いの林床で見られるオサバグサ群落から成る景観 ■ 鬼怒沼湿原の湿原景観 ■ 湿原とその周囲の針葉樹林から成る景観 □ オオシラビソの針葉樹林～ブナ、ミズナラの広葉樹林の垂直植生分布 □ 赤安山、黒岩山の林床に生育するオサバグサ群落 □ カモシカ、ツキノワグマ、ヤマネ、モモンガ等の野生動物
<p>⑪ 尾瀬沼東部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 尾瀬沼集団施設地区内及び周辺のオオシラビソ、コメツガ等の亜高山帯針葉樹林から成る森林景観 □ オオシラビソ、コメツガ等の亜高山帯針葉樹林
<p>⑫ 鳩待峠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 車両及び至仏山～鳩待峠の稜線（歩道）から眺望できるブナ～オオシラビソとの針広混交林と変化する森林景観 ■ 溪流景観 ■ 津奈木湿原から眺望される笠ヶ岳の山岳景観 □ 津奈木湿原の湿原植生 □ ブナやダケカンバ、オオシラビソの針広混交林
<p>⑬ 富士見下</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歩道沿い及び鳩待峠～アヤメ平の稜線（歩道）から眺望できるブナ、ミズナラ等の広葉樹林帯から成る森林景観 □ ブナ、ミズナラ等の広葉樹林
<p>⑭ 大清水</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大清水湿原の湿原景観 ■ 湿原とその周囲のオオシラビソの亜高山帯針葉樹林から成る景観 ■ 歩道沿いのブナ、ミズナラ等の広葉樹林を主体とした森林景観 ■ 歩道沿いの溪流景観

	<input type="checkbox"/> 大清水湿原の湿原植生 <input type="checkbox"/> オオシラビソの亜高山帯針葉樹林 <input type="checkbox"/> ブナ、ミズナラ等の広葉樹林
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②保全方針

<ul style="list-style-type: none"> ・利用との調整を図りつつ、保全対象を極力保護し、良好な自然景観の維持を図る。 ・ブナを始めとする亜高山帯からブナ帯の自然林については、中部日本の典型的な森林生態系であることから、極力保護を図っていく。 ・点在する湿原植生は脆弱であることから、極力保護を図っていく。 ・山頂及び稜線の歩道及び車道からの眺望に重点を置いた自然景観の維持を図っていく。

D 第3種特別地域

①保全対象

地域	保全対象 <input checked="" type="checkbox"/> 自然景観 <input type="checkbox"/> 自然景観を構成する要素（自然環境）
㊦ 檜枝岐	<input checked="" type="checkbox"/> ブナ、ミズナラ等の広葉樹林や人工林及び二次林から成る森林景観 <input type="checkbox"/> ブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林生態系
㊧ 物見山 及び 燕巢山北西部	<input checked="" type="checkbox"/> 車道及び歩道沿いのブナ、ミズナラ等の広葉樹林やカラマツ造林地から成る森林景観 <input checked="" type="checkbox"/> 車道及び歩道沿いの溪流景観 <input type="checkbox"/> ブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林生態系
㊨ 荷鞍山南部	<input checked="" type="checkbox"/> 車両から眺望するブナ、ミズナラ等の広葉樹林やカラマツ造林地から成る森林景観 <input type="checkbox"/> オオシラビソやブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林生態系
㊩ 大行山一帯及び 西山北東部	<input checked="" type="checkbox"/> 車両から展望するブナ、ミズナラ等の広葉樹林の森林やカラマツ造林地の森林景観及び溪流景観 <input type="checkbox"/> 大行山や西山一帯のブナ、ミズナラ等の森林生態系

②保全方針

<ul style="list-style-type: none"> ・森林施業等の生業との調整を図りつつ、車道からの眺望に重点を置いた良好な自然景観の維持を図る。

3. 保全に関する施策の方針

本公園の自然景観を維持し、第2章1.の目指すべき姿の実現を図るため、自然公園法に基づき適切に管理していくとともに、第2章2.(1)、(2)及び第3章2の方針に沿って以下の施策を推進していく。また、本公園には、多くの関係団体・関係者が関わっているとともに、文化財保護法や鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護法」）等の様々な法令により規制されていることから、関係団体・関係者との連携を図っていく。

(1) 野生動物の保護管理に係る施策

① ニホンジカ対策

近年、ニホンジカによる湿原植生の食害やヌタ場の形成等の植生攪乱が顕在化しており、希少な湿原植生の保全を目的とした緊急の対策が必要である。対策については、平成21年3月策定「尾瀬国立公園シカ管理方針」に基づき実施するとともに、ニホンジカの排除に向けて「尾瀬国立公園ニホンジカ対策協議会」及び「アドバイザー会議」において関係者及び学識経験者の意見を聴きながら進めていく。また、当該対策は「ニホンジカ保護管理計画」等のもとに実施される各県の事業と連携して行う。

本公園では、特別保護地区内でのニホンジカの捕獲を全国的に先駆けて実施している。

② ツキノワグマ対策

本公園はツキノワグマの重要な生息地で、生息環境の保全が必要であるが、一方で、過去に2度の人身事故が発生しており、クマとの軋轢を起こさない利用の在り方が求められている。今後は、平成21年度に設置された「尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会」を中心に、同協議会で作成した「尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対応マニュアル」に沿った形で関係者との協力のもと事故防止対策を実施し、ツキノワグマとの共生を図っていくとともに、ツキノワグマの生息地としての環境を維持していく。

③ 魚の捕獲

魚の捕獲については、自然公園法施行規則第12条第27の16号により、自然公園法に係る許可及び同意を必要としない行為であるが、檜枝岐村漁業協同組合では、内共第28号第5種共同漁業権遊漁規則により、本公園の特別保護地区内は漁業禁止区域としており、また、利根漁業協同組合は特別保護地区内での漁業は自粛している。

しかし、国立公園区域外から区域内に入ってくる沢釣りの人が見られるため、檜枝岐村漁業協同組合及び利根漁業協同組合と協力し、本公園の特別保護地区内での魚の捕獲は自粛されていることを公園区域外においても周知していく。

④ 環境省レッドリスト掲載種等の希少野生動物

本公園は、多様でかつ原生的な自然環境を有することから、コヤマコウモリ（絶滅危惧Ⅱ類）ホンデオコジョ、（準絶滅危惧）等、多くの希少な野生動物が生息している。

これらの動物については自然公園法をはじめ、文化財保護法や鳥獣保護法に基づき、適正な保護を実施していく。また、野生動物の生息地を維持するため、自然環境の保全も図っていく。

（２）植生の保護管理に係る施策

①移入植物対策

特別保護地区へ移入植物が侵入し、生態系を攪乱することを可能な限り抑えるため、「駆除すべき移入植物一覧表」を作成し、各対象種の駆除方法を定めた上で、**特別保護地区**において優先的に駆除作業を進めるとともに、駆除状況等の把握や新たな移入種の確認等を継続的に行っていく。特にオオバコやシロツメクサ、ハルジオン等が多く生育している各集団施設地区や山小屋周辺の除去作業は関係者と協力のもと、優先的に行う。また、種子落としマットを現在設置している入山口もあり、侵入防止対策についても検討し、実施していく。

尾瀬沼におけるコカナダモの繁茂については、現在各県調査事業において停滞・衰退が確認されており、今後もその生育状況や動態について関係団体・関係者ととも確認を行っていく。

②植生復元事業

過去の踏圧や洗掘、ニホンジカによる食害等により荒廃した植生について、積極的に植生復元を実施していくとともに、踏み込み防止対策や利用者指導の充実を図っていく。

グリーンワーカー事業で植生復元に関する取組みを実施しているが、植生復元施設事業も含めた植生復元に関する取組は以下の事項に配慮する。

- ・ 植生マットは、自然に還る素材とする。
- ・ 必要な種子や苗の採取は、可能な限り現地において行うものとする。
- ・ 植生復元工を行った箇所については、復元状況を継続的に調査し、効果の評価を行う。
- ・ 植生復元事業の成果を高めるため、植生復元の対策を実施している関東地方環境事務所、福島県、群馬県、東京電力株式会社、尾瀬山小屋組合の関係団体・関係者との間で情報交換や相互協力を図るものとする。

③環境省レッドリスト掲載種等の希少野生植物

湿原植生や高山植物を中心に、カンチャチハコベ、アイズヒメアザミ（絶滅危惧ⅠA類）、ツルキケマン、エゾハリスゲ（絶滅危惧ⅠB類）、イトハコベ、チシマウスバスマシレ、ナガバノモウセンゴケ、オゼコウホネ、キンロバイ、オゼソウ、オゼヌマアザミ、ホソバヒナウスユキソウ（絶滅危惧Ⅱ類）、ヒカリゴケ、タヌキモ、ト

キノウ、ホソバオゼヌマスゲ（準絶滅危惧）等の多くの希少な野生植物が生育していることから、これらの種については、指定植物に指定し、特別地域においても自然公園法に基づき採取、損傷を規制する。また、調査目的の採取、損傷行為や生育地に工作物を設置する行為等の自然公園法の申請及び協議の際には、希少種であることに配慮し、数量や場所、行為跡地の扱い等について適切な指導を行うとともに、必要に応じて条件及び留意事項を付すこととする。また、移入種の侵入を防止し、生育地の自然環境の保全も図っていく。

さらに、モニタリングや調査研究からこれら希少種の生育状況の把握に努める。

（３）調査研究及びデータ蓄積の促進

失われた植生の回復、現存の植生の保護等、本公園の自然景観を適正に保全するに当たり、調査研究や植生、地質、気候等の科学的データに基づく対策が重要である。日々の業務の中でモニタリング、文献整理を行うとともに、自然環境とそれを取り巻く社会環境の変化にも注目していく。また、関係団体・関係者と連携し、調査研究及びデータ蓄積の促進を図る。

なお、以下の事項についても検討していくこととする。

- ・ 研究機関、研究者等による調査研究の促進を図るためのサポート体制の構築。
- ・ 各種モニタリング調査の結果の統合、調査手法の統一化等の効率的かつ効果的なモニタリング体制の構築。
- ・ 「尾瀬生物多様性情報システム」の充実。

（４）美化修景の推進

①公園内の美化推進

公園内の美化推進のため、巡視の際のゴミ拾い、パークボランティアによるゴミ拾いを継続していくとともに、利用者が多く立ち入る国立公園事業道路（歩道）及び集団施設地区を中心にグリーンワーカー事業による美化清掃活動を実施していく。

②山小屋における廃棄物の取り扱い

山小屋等の国立公園事業で発生した廃棄物については、国立公園区域外へ搬出することとし、搬出までは施設内において適切に保管するよう指導していく。

③埋設処理された過去の廃棄物の撤去

埋設処理された過去の廃棄物は、撤去作業を行い自然景観の修復に努める。特に、見晴や尾瀬沼集団施設地区の所管地内における埋設ゴミの撤去作業については、「尾瀬の埋設ゴミ撤去に関する基本方針」や地区毎に定めた役割分担に沿って進めていくとともに、撤去作業後は専門家の意見を踏まえ、植物の移植や植生復元による修景を行う。

(5) 巡視活動の実施

順応的かつ迅速な公園管理を実施するため、下記方針に基づき巡視活動を実施する。

- ・ 自然公園法に係る行為について違反がないよう監視を行う。
- ・ 上記2. の保全対象について、必要に応じて経年変化のモニタリング調査を行う。
- ・ 順応的な保全管理が行えるよう植生、地質、気候等の科学的データの収集・蓄積を行う。
- ・ 関係団体・関係者による巡視活動との連携及び情報共有を図る。

(6) ラムサール条約による施策

重要な渡りの中継地として、冬鳥を含む約150種以上の豊富な鳥相を有していることから、尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の8,711haの区域（国立公園の特別保護地区）が平成17年に「ラムサール条約湿地」に登録されている。今後も条約の趣旨に沿って保全していくとともに、観察会やパンフレット等において、野生動物の生息地としての役割について普及啓発を行っていく。

4. 関係団体・関係者の施策

本公園の管理には行政機関、土地所有者、財団法人尾瀬保護財団及び公園事業者等の多くの関係団体・関係者が携わっている。以下の施策は関係団体・関係者が主体となって取り組んでいるものであるが、これらの取組みが適正に実施されるよう、協力していく。

(1) 鳥獣保護区

鳥獣保護法に基づいて、県指定鳥獣保護区を各県が指定しており、その多くが国立公園と重複している。

希少な野生動物並びにその生息地の保護、及び上記3.(1)、(2)の野生動物に関する施策について関係機関と連携し、適正な野生動物の保護管理を実施していく。

福島県指定	駒ヶ岳鳥獣保護区	367ha	昭和47年11月1日
	田代山鳥獣保護区	487ha	昭和48年11月1日
	尾瀬鳥獣保護区	6,378ha	昭和56年11月1日
	奥只見鳥獣保護区	18,251ha	平成9年11月1日
群馬県指定	尾瀬鳥獣保護区	10,590ha	昭和56年11月14日
新潟県指定	湯之谷村奥只見湖鳥獣保護区	38,128ha	昭和48年11月1日
	尾瀬鳥獣保護区	322ha	昭和58年11月1日

(2) 県のレッドデータブック記載種等の希少動植物について

福島県、栃木県、群馬県及び新潟県はレッドデータブックを作成し、環境影響評価や自然保護対策の資料として活用している。尾瀬に生息・生育する野生動植物についても以下のような種が各県のレッドデータブックに掲載されている。

福島県	(植物) ヒカリゴケ、オクヤマオトギリ、ミヤマハナワラビ (動物) ウサギコウモリ、ヤマネ、オコジョ 等
栃木県	(植物) イトハコベ、ジュンサイ、チシマウスバスマミレ 等
群馬県	(植物) カキラン、ミヤマオダマキ (動物) ヤマネ、ホンドオコジョ 等
新潟県	(植物) オオアカバナ、タカネバラ、バイカモ、ザゼンソウ (動物) シナノミズラモグラ、ヤマネ 等

なお、福島県では本公園に生育しているキソエビネ、サルメンエビネ、クマガイソウ等を「特定希少野生動植物」として指定し、「福島県野生動植物の保護に関する条例（平成16年3月施行）」に基づき、採取を規制している。

これらの希少な野生動植物についても、県と連携し保護を図っていく。

(3) 公園内の美化清掃

尾瀬ヶ原、尾瀬沼（特別保護地区）の美化清掃活動については、財団法人尾瀬保護財団等が呼びかけ人となり、毎年6月第1土曜日に「ゴミ持ち帰り運動」が福島県と群馬県の主催で実施されており、関東地方環境事務所も毎年参加している。

また、福島県自然公園清掃協議会尾瀬支部、尾瀬美化愛護協会、東京電力株式会社及び財団法人尾瀬保護財団等がゴミ拾いの活動をシーズンを通して行っている。

公園全域において効果的に美化清掃が進められるよう、これらの団体の活動との連携及び協力に努める。

(4) 国有林施策との連携

本公園のうち約55%が国有林であり、保安林及び保護林に指定されている。保安林は国土の保全や洪水の防止、水源の涵養等を目的に指定されており、保護林は自然環境の維持、動植物の保護及び遺伝資源の保存を図る目的で「森林生態系保護地域」又は「緑の回廊」として指定されている。

国有林の管理経営の方針と整合性を図りながら公園管理を推進する。

【森林生態系保護地域】
利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域、奥会津森林生態系保護地域
【緑の回廊】
緑の回廊日光線 会津山地緑の回廊

(5) 民有地との連携

本公園の核心部である尾瀬ヶ原及び尾瀬沼南側の群馬県域（特別保護地区）は東京電力株式会社の社有地であり田代山山頂の広大な湿原（特別保護地区）は三井物産株式会社の社有地である。

本公園の保全すべき重要な部分に民有地が多く含まれているとともに、現在、植生復元や事業道路（歩道）、宿舎等の一部の国立公園事業は土地所有者が執行しており、土地所有者と保全方針について共通認識を持ち、適正な保全活動を促していく。

また、東京電力株式会社及び三井物産株式会社では、パンフレットやホームページによる情報提供、自然学校やボランティア活動等も実施しており、それらの活動と連携した保全に関する効果的な対策を図っていく。

(6) 文化財保護法

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼（特別保護地区）が昭和 35 年に文化財保護法により特別天然記念物に指定されている。また、本公園に生息するニホンカモシカやヤマネ等は国の天然記念物に指定されている。

天然記念物としての資質が失われることがないように、関係団体・関係者と協力し、自然環境を保護していく。

表 1 保全のゾーニング

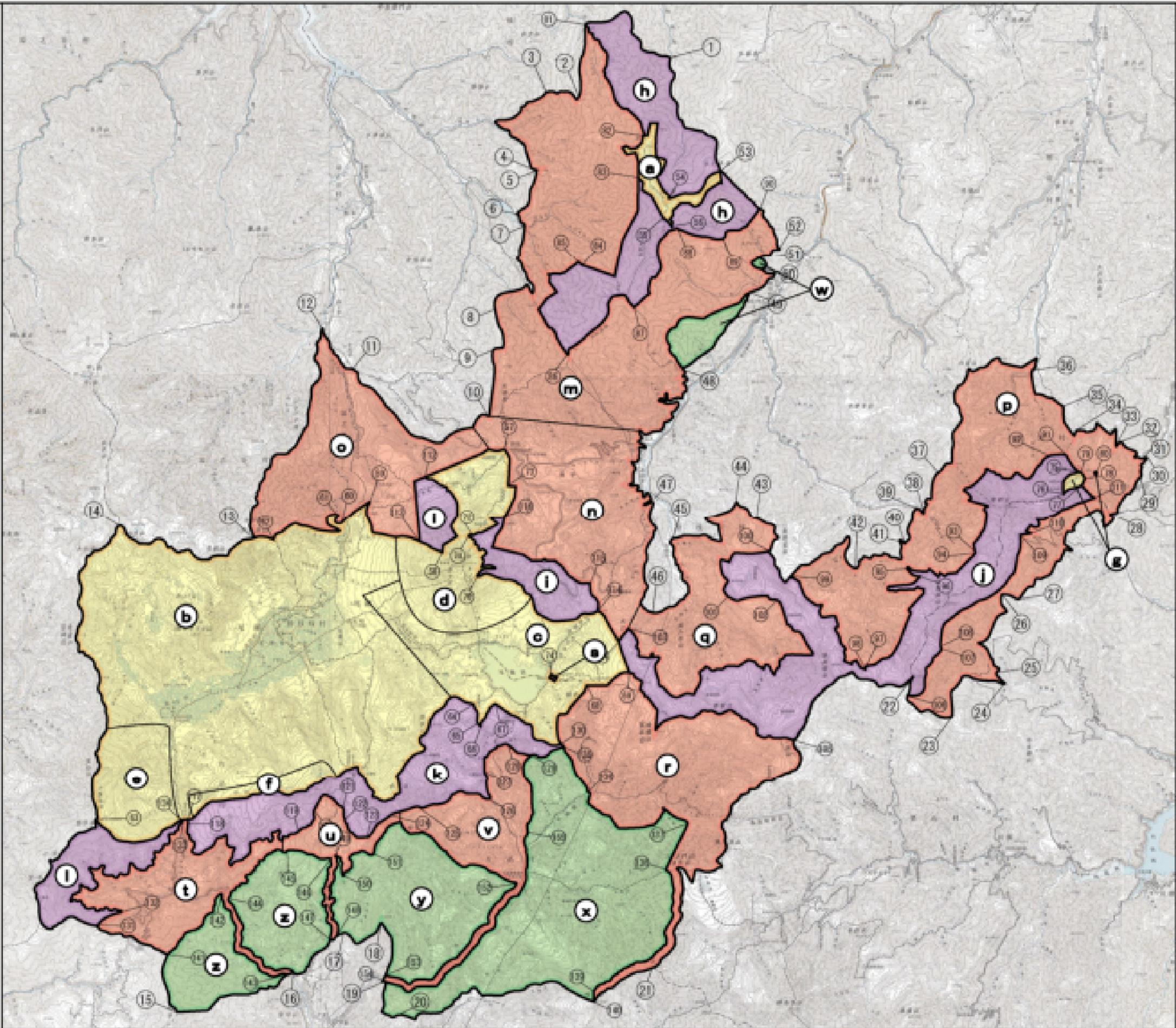
エリア	区域
特別保護地区	
① 会津駒ヶ岳山頂部	・会津駒ヶ岳山頂部から中門岳へ至る稜線 ・会津駒ヶ岳山頂部から大戸沢岳へ続く稜線
② 尾瀬ヶ原	・八海山、景鶴山、ススケ峰、三条の滝等の尾瀬ヶ原北部及び富士見峠、皿伏山等の尾瀬ヶ原南部を含む尾瀬ヶ原一帯
③ 尾瀬沼	・尾瀬沼西側の白砂峠及び尾瀬沼東側の大江湿原を含む尾瀬沼一帯
④ 燧ヶ岳山頂部	・燧ヶ岳山頂部と北麓
⑤ 至仏山	・至仏山一帯
⑥ アヤメ平	・鳩待峠からアヤメ平へ至る稜線
⑦ 田代山山頂部及び小田代	・田代山山頂部と小田代
第 1 種特別地域	
⑧ 会津駒ヶ岳北東部及び南部	・会津駒ヶ岳及び中門岳の北東部 ・会津駒ヶ岳から大津岐峠へ至る稜線 ・会津駒ヶ岳南部

① 燧ヶ岳北西麓及び東麓	<ul style="list-style-type: none"> ・燧ヶ岳北西麓 ・長池周辺の燧ヶ岳東麓
② 田代山・帝釈山稜線	<ul style="list-style-type: none"> ・田代山、帝釈山、台倉高山、孫兵衛山、黒岩山、赤岩山を結ぶ稜線
③ 尾瀬ヶ原及び尾瀬沼南部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳩待峠、富士見峠、皿伏山、三平峠を結ぶ稜線の南麓
④ 悪沢岳及び笠ヶ岳東麓	<ul style="list-style-type: none"> ・悪沢岳及び笠ヶ岳東麓
第2種特別地域	
㉓ 会津駒ヶ岳山麓	<ul style="list-style-type: none"> ・会津駒ヶ岳山麓一帯
㉔ 御池及び沼山峠北西麓	<ul style="list-style-type: none"> ・七入から御池へ至る車道沿い及びその周辺 ・御池から沼山峠へ至る車道沿い及びその周辺
㉕ 小沢平及び燧ヶ岳北西麓	<ul style="list-style-type: none"> ・小沢平周辺及び松嶺高山北東部 ・燧ヶ岳北西麓
㉖ 田代山・帝釈山山麓	<ul style="list-style-type: none"> ・田代山・帝釈山山麓一帯
㉗ 沼山峠南東部	<ul style="list-style-type: none"> ・沼山峠南部（大江山東部）一帯
㉘ 黒岩山西部及び鬼怒沼山	<ul style="list-style-type: none"> ・黒岩山、鬼怒沼山へ続く稜線西側一帯 ・物見山から四郎岳へ続く稜線
㉙ 尾瀬沼東部	<ul style="list-style-type: none"> ・尾瀬沼東部（尾瀬沼集団施設地区）
㉚ 鳩待峠	<ul style="list-style-type: none"> ・戸倉から鳩待峠へ至る車道沿い
㉛ 富士見下	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見下から富士見峠へ至る歩道沿い
㉜ 大清水	<ul style="list-style-type: none"> ・大清水から一ノ瀬へ至る歩道沿い
第3種特別地域	
㉝ 檜枝岐	<ul style="list-style-type: none"> ・檜枝岐集落に近い会津駒ヶ岳山麓
㉞ 物見山及び燕巣山北西部	<ul style="list-style-type: none"> ・物見山及び燕巣山北西部一帯
㉟ 荷鞍山南部	<ul style="list-style-type: none"> ・荷鞍山南部一帯
㊱ 大行山一帯及び西山北東部	<ul style="list-style-type: none"> ・大行山一帯及び西山北東部一帯

図1 保全のゾーニング

種別	種別
特別保護地域	特別保護地域
第一種特別地域	第一種特別地域
第二種特別地域	第二種特別地域
第三種特別地域	第三種特別地域
第四種特別地域	第四種特別地域
第五種特別地域	第五種特別地域
第六種特別地域	第六種特別地域
第七種特別地域	第七種特別地域
第八種特別地域	第八種特別地域
第九種特別地域	第九種特別地域
第十種特別地域	第十種特別地域
第十一種特別地域	第十一種特別地域
第十二種特別地域	第十二種特別地域
第十三種特別地域	第十三種特別地域
第十四種特別地域	第十四種特別地域
第十五種特別地域	第十五種特別地域
第十六種特別地域	第十六種特別地域
第十七種特別地域	第十七種特別地域
第十八種特別地域	第十八種特別地域
第十九種特別地域	第十九種特別地域
第二十種特別地域	第二十種特別地域
第二十一種特別地域	第二十一種特別地域
第二十二種特別地域	第二十二種特別地域
第二十三種特別地域	第二十三種特別地域
第二十四種特別地域	第二十四種特別地域
第二十五種特別地域	第二十五種特別地域
第二十六種特別地域	第二十六種特別地域
第二十七種特別地域	第二十七種特別地域
第二十八種特別地域	第二十八種特別地域
第二十九種特別地域	第二十九種特別地域
第三十種特別地域	第三十種特別地域
第三十一種特別地域	第三十一種特別地域
第三十二種特別地域	第三十二種特別地域
第三十三種特別地域	第三十三種特別地域
第三十四種特別地域	第三十四種特別地域
第三十五種特別地域	第三十五種特別地域
第三十六種特別地域	第三十六種特別地域
第三十七種特別地域	第三十七種特別地域
第三十八種特別地域	第三十八種特別地域
第三十九種特別地域	第三十九種特別地域
第四十種特別地域	第四十種特別地域
第四十一種特別地域	第四十一種特別地域
第四十二種特別地域	第四十二種特別地域
第四十三種特別地域	第四十三種特別地域
第四十四種特別地域	第四十四種特別地域
第四十五種特別地域	第四十五種特別地域
第四十六種特別地域	第四十六種特別地域
第四十七種特別地域	第四十七種特別地域
第四十八種特別地域	第四十八種特別地域
第四十九種特別地域	第四十九種特別地域
第五十種特別地域	第五十種特別地域
第五十一種特別地域	第五十一種特別地域
第五十二種特別地域	第五十二種特別地域
第五十三種特別地域	第五十三種特別地域
第五十四種特別地域	第五十四種特別地域
第五十五種特別地域	第五十五種特別地域
第五十六種特別地域	第五十六種特別地域
第五十七種特別地域	第五十七種特別地域
第五十八種特別地域	第五十八種特別地域
第五十九種特別地域	第五十九種特別地域
第六十種特別地域	第六十種特別地域
第六十一種特別地域	第六十一種特別地域
第六十二種特別地域	第六十二種特別地域
第六十三種特別地域	第六十三種特別地域
第六十四種特別地域	第六十四種特別地域
第六十五種特別地域	第六十五種特別地域
第六十六種特別地域	第六十六種特別地域
第六十七種特別地域	第六十七種特別地域
第六十八種特別地域	第六十八種特別地域
第六十九種特別地域	第六十九種特別地域
第七十種特別地域	第七十種特別地域
第七十一種特別地域	第七十一種特別地域
第七十二種特別地域	第七十二種特別地域
第七十三種特別地域	第七十三種特別地域
第七十四種特別地域	第七十四種特別地域
第七十五種特別地域	第七十五種特別地域
第七十六種特別地域	第七十六種特別地域
第七十七種特別地域	第七十七種特別地域
第七十八種特別地域	第七十八種特別地域
第七十九種特別地域	第七十九種特別地域
第八十種特別地域	第八十種特別地域
第八十一種特別地域	第八十一種特別地域
第八十二種特別地域	第八十二種特別地域
第八十三種特別地域	第八十三種特別地域
第八十四種特別地域	第八十四種特別地域
第八十五種特別地域	第八十五種特別地域
第八十六種特別地域	第八十六種特別地域
第八十七種特別地域	第八十七種特別地域
第八十八種特別地域	第八十八種特別地域
第八十九種特別地域	第八十九種特別地域
第九十種特別地域	第九十種特別地域
第九十一種特別地域	第九十一種特別地域
第九十二種特別地域	第九十二種特別地域
第九十三種特別地域	第九十三種特別地域
第九十四種特別地域	第九十四種特別地域
第九十五種特別地域	第九十五種特別地域
第九十六種特別地域	第九十六種特別地域
第九十七種特別地域	第九十七種特別地域
第九十八種特別地域	第九十八種特別地域
第九十九種特別地域	第九十九種特別地域
第一百種特別地域	第一百種特別地域

- 特別保護地域
- 第一種特別地域
- 第二種特別地域
- 第三種特別地域



第4章 適正な公園利用の推進に関する事項

第2章2.(3) 快適かつ適正な利用の推進及び(4) 幅広い利用の促進に示す利用に関する基本方針に基づく施策を効果的に実施するため、利用形態等に応じエリア区分を行い(利用のゾーニング)、エリア毎に利用方針、維持管理及び整備方針を定め、適切に利用の誘導や施設整備等を実施していくことで、公園全体の適正な利用の推進を図っていくこととする。

1. 利用のゾーニング

利用のゾーニングは国立公園の性格(特徴的な自然景観・立地等)や利用の性格、また、風景鑑賞や環境学習等の利用タイプ(利用形態)等の様々な要素を照らし合わせて考えるものであり、本公園は自然環境や利用形態等の特徴により以下のとおり4つのエリアに分けることができる(表2、図2)。エリア毎に利用資源を挙げ、この利用資源の利用方針及び利用方針に沿った適正な利用を推進するための維持管理及び整備方針を定める。

I 登山エリア	<ul style="list-style-type: none">山岳地であり登山に利用されているエリア。中級以上の登山者向けの自然環境学習の場としての利用も推進していくエリア。
II 軽登山エリア	<ul style="list-style-type: none">起伏のある森林帯であり山岳探勝エリアへ至るまでのエリア。初級者も含む登山者に利用され、自然環境学習の場としての利用も推進していくエリア。
III 山岳探勝エリア	<ul style="list-style-type: none">幅広い利用者層に自然探勝を目的とした利用がされているエリア。自然環境学習の場としての利用も推進していくエリア。
IV 入山エリア	<ul style="list-style-type: none">本公園の入山口として利用されるエリア。車道の利用もあるエリア。自然環境学習の場及び自然とのふれあい活動の場としての利用も推進していくエリア。

2. エリア毎の利用資源、利用方針、施設の維持管理及び整備方針

第2章2.(3) 快適かつ適正な利用の推進及び(4) 幅広い利用の促進の基本方針に沿って利用を推進するとともに、以下に示す利用資源を利用方針に沿った利用、施設の維持管理及び整備方針に沿った整備を実施することで、適切な利用を推進し、第2章1.の目指すべき姿の実現を図る。

I 登山エリア

①利用資源

- ・第3章で示した、ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な自然景観。
- ・登山道、避難小屋、入山口の駐車場が既に整備されている。

②利用方針

- ・無雪期は整備された登山道を歩く利用に限定する。
- ・関係団体・関係者と協力し、登山者でしか体験できない質の高い自然探勝を推進していくために、パンフレットによる知識習得レベルから、自然解説のガイドを活用した認識レベルまでの利用を推進していく。
- ・山岳地であることから、安全対策の徹底を周知する。

③施設の維持管理及び整備方針

- ・一部は特別保護地区に指定されていることから、優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。
- ・歩道は登山道として取り扱う。
- ・避難小屋やトイレ等の利用施設については、排水に留意する等、周囲の自然景観に支障を与えないよう適切に維持管理していく。
- ・相応の登山技術、体力、装備を有する利用者が登山を楽しめる歩道（登山道）として維持管理し、歩道の荒廃が見られる箇所については、適切な対策を講じる。
- ・標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。
- ・入山エリアでの標識、パンフレット等を用いた利用マナーやルール の普及啓発、自然に関する情報提供機能等を充実させる。

Ⅱ 軽登山エリア

①利用資源

- ・第3章で示した、ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な自然景観、歩道沿いの森林景観。
- ・Ⅲ 山岳探勝エリアへの中継エリアとしての機能を果たす。
- ・登山道が既に整備されている。

②利用方針

- ・無雪期は整備された登山道を歩く利用に限定する。
- ・中継エリアに留まらず、Ⅰ 登山エリアを含む広い範囲での自然探勝や軽登山を目的とした利用を推進していく。
- ・関係団体・関係者と協力し、パンフレットによる知識習得レベルから、自然解説のガイドを活用した認識レベルまでの幅広いプログラムの提供を推進していく。

③施設の維持管理及び整備方針

- ・一部は特別保護地区に指定されていることから、優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。
- ・歩道は登山道として取り扱う。

- ・相応の登山技術、体力、装備を有する者が利用する歩道（登山道）として維持管理し、歩道の荒廃が見られる箇所については、適切な対策を講じる。
- ・標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。

Ⅲ 山岳探勝エリア

①利用資源

- ・第3章で示した、ここでしか見ることができない原生的かつ特徴的な景観。
- ・自然保護活動や人文的な歴史を見ることができ、尾瀬ヶ原及び尾瀬沼を中心とした木道敷設や排水対策、アヤマ平に代表される植生復元対策等。
- ・山岳探勝歩道（木道）、休憩テラス、博物展示施設、宿舎、野営場、休憩所、公衆トイレ、園地が既に整備されている。

②利用方針

- ・無雪期は整備された山岳探勝歩道を歩く利用に限定する。
- ・幅広い利用者層を想定し、自然探勝を目的とした利用、自然環境や歴史を学ぶ自然環境学習の場としての利用を推進していく。
- ・関係団体・関係者と協力し、パンフレット、ビジターセンターの展示を中心とした知識習得レベルから、自然解説のガイドを活用した認識レベルまでの幅広いプログラムの提供を推進していく。
- ・特定の時期に尾瀬ヶ原の山ノ鼻～牛首間において利用の集中が見られることから、牛首～竜宮間及び牛首～ヨッピー吊橋間の利用を誘導する等、尾瀬ヶ原の木道（山岳探勝歩道）が有効に利用されるよう、利用誘導対策を実施していく。
- ・現在は日帰りの利用が多いが、本公園を代表する当該エリアを利用者がゆっくり楽しむことができるよう、地元と連携して宿泊利用者の増加を図っていく。

③施設の維持管理及び整備方針

- ・一部は特別保護地区に指定されていることから、優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。
- ・歩道は山岳探勝歩道として取り扱う。
- ・宿舎や野営場等の利用施設については、排水に留意する等、周囲の自然景観に支障を与えないよう適切に維持管理していく。
- ・特別な登山技術は持たないが、ある程度の体力と装備を有する者が利用する歩道を整備する。
- ・標識、歩道の休憩テラス及び展望スペースは適切な状態で維持管理していくとともに、必要性が低いものは適宜撤去する。
- ・ビジターセンターやパンフレット等により自然に関する情報提供を充実させるとともに、集団施設地区や宿舎、園地、休憩所についても情報提供拠点としての機能を充実させる。
- ・多くの利用があることから、頻繁に巡視を行い歩道の状況を確認するとともに、修

繕が必要な箇所は施設管理者が適切に対応するものとする。

IV 入山エリア

①利用資源

- ・第3章で示した、人工林及び天然林。
- ・自然とのふれあい体験活動の場。
- ・アクセスが良く、地元の文化と自然資源を併せた活用が可能。
- ・車道、駐車場、園地、休憩所が既に整備されている。

②利用方針

- ・入山口までの車道利用を含めたアクセス路として利用する。
- ・公園内におけるルール、マナー等の情報提供、パンフレットの配布等、入山口としての機能の充実を図る。
- ・大清水湿原及び御池田代には体が不自由な方でも尾瀬の雰囲気を味わうことができるようにバリアフリーロードが整備されており、尾瀬に入れない利用者が身近に湿原の植生を探勝できる場や環境学習が行える場としての整備を推進していく。
- ・自然資源や地元の文化に触れるエコツアー、ボランティア活動、自然教室の開催等、幅広い自然とのふれあい体験活動を推進していく。
- ・津奈木湿原や鳩待峠のような車道沿いの豊かな自然資源についても利用を検討していく。

③施設の維持管理及び整備方針

- ・幅広い多くの者が利用するため、快適な利用空間の維持及び整備を行う。
- ・車道及び林道は、路面改良や安全施設の設置等、必要最小限の維持管理に留める。
- ・歩道は小沢平～澁沢温泉区間、沼山峠～赤法華区間は登山道として取り扱い、その他の歩道は山岳探勝歩道として取り扱う。
- ・宿舎、休憩所の情報提供拠点としての機能を充実させる。
- ・自然とのふれあい体験活動や環境学習の拠点としての機能を充実させていく。

3. 適正利用に関する施策の方針

本公園の自然景観は非常に貴重でかつ多くの利用者に感動を与えるものであり、この自然景観を厳正に保護していくために、特別保護地区及び特別地域が指定されている。植物の採取又は損傷や工作物の新築等の各種行為については自然公園法により規制されており、この規制の下、本公園の自然景観を将来にわたり維持し、その恩恵を持続的に利用していくことが重要である。そのため、利用者にルールの周知徹底やマナーの向上を図るとともに、自然に親しむ機会の増大を図り、利用者が単なる物見遊山に終わることなく、自然に主体的に接し、自然のすばらしさを体感することにより自然保護への意識啓発を図ることができるよう第2章及び上記2. エリア毎の利用資源、利用方針、施設の維持管理及び整備方針に沿って以下の施策を推進していく。また、本公園は多くの関係団体・関係者により管理されているこ

とから、関係団体・関係者との連携を図ることとする。

(1) 利用マナーの向上を図る施策

自然公園法において規制されている行為のほか、以下については、特に重点的にマナーの向上、周知徹底を利用者に図っていく。

① ゴミ持ち帰り

「ゴミ持ち帰り運動」や日常の普及啓発活動により、本公園を訪れる利用者の美化意識は高い。今後も地域の清掃を徹底して行き、ゴミを捨てない雰囲気作りを行うとともに、パンフレットの活用、利用拠点での呼びかけ等によりゴミは自宅まで持って帰るように指導していく。

② 植生保護のための立入り防止

1) 歩道外への立入り

歩道から外れた利用者の踏み込みやカメラの三脚等により荒廃した植生は、回復に相当の時間を必要とする。そのため、湿原植生へは立入らないよう厳しく指導するとともに、立入りが見られる箇所については注意標識の設置やロープを張る等の対策や環境学習により、利用者の自然環境の保護に対する意識向上を図っていく。また、積雪期であっても現に歩道が露出している場合には、歩道上を歩行するよう指導する。なお、湿原への立入りについては、文化財保護法によって規制されている。

山岳地帯においても、歩道外への立入りにより植生の荒廃や歩道の拡張等を招いているため、歩道を外れての利用を行わないようマナーの徹底を呼び掛ける。

2) 立入り自粛エリアへの立入り

背中アブリ田代、外田代、八海山、カップ山、景鶴山等の尾瀬ヶ原北側エリアについては、利用を想定していないことから歩道が整備されていない。植生保護や安全性の観点から一般の立入りを自粛するよう指導していく。

③ 山岳地帯でのし尿処理

トイレが設置されていない至仏山や燧ヶ岳の登山エリア及び軽登山エリアにおいては、歩道を離れて排泄を行うことによる高山植物の荒廃やトイレトーパーの散乱、トイレ場への道の形成が見られ、自然景観への影響が懸念される。山岳地帯に入る前にトイレを済ませるように指導するとともに、ゴミの持ち帰りの徹底、携帯トイレ持参について啓発していく。

④ その他

近年、歩行の補助具としてストックの使用が山岳地域で進んでいる。

先端部にキャップを付けない状態での使用が多く、ストックにより歩道及び歩道周辺が掘り起こされ、歩道や植生に影響が表れている。歩道の維持及び植生保

護のため、ストックを使用する際にキャップを付けるよう指導していく。

(2) 利用の規制について

①積雪期の入山について

積雪期は山小屋をはじめ、公衆トイレ、休憩所、野営場等の施設は全て閉鎖される。このことから、自然景観の保全上、ゴミの放置や排泄等の問題となる行為がされないようマナーの徹底を指導する。かつ、この時期の入山にあたっては、事前に十分な情報収集を行い自己責任において安全確保に努めるよう利用者を指導する。

②スノーモービルや自転車等車馬の使用

近年、特別保護地区内へのスノーモービルや自転車等の違法乗り入れが見られるとともに、特別地域内の湿原上においてもスノーモービルの通過跡が多数見られる。このような行為は、自然景観に支障を及ぼす可能性があることから、パンフレットやホームページを通じて、特別保護地区内のスノーモービル、自転車等の車馬の乗り入れは規制されていること、特別地域においても自然景観に支障を与える悪質な乗り入れは行わないことを周知していく。なお、宿舎等の公園事業施設の管理行為に伴うスノーモービルの使用についてはこの限りではない。

(3) 利用の安全対策

尾瀬は交通アクセスが良いことから、比較的容易に**登山エリア**、**軽登山エリア**、**山岳探勝エリア**に到達でき、性別や年齢、登山経験や体力の有無に関係なく、幅広い利用者を受け入れる素地がある。

開山期（5月～10月）においても、本公園が山岳地域で、利用者自身がリスクを負うことを認識し、気象の状況や登山道の状況等について事前の情報収集や、服装、装備、体調管理に十分配慮するよう利用者を指導する。

情報提供に関しては、関係団体・関係者と協力し、利用者が事前に本公園の利用について情報を得ることができるようホームページ等を充実させるとともに、入山口、ビジターセンター及び各利用施設での情報発信を充実させ、利用者が容易にかつ適切な情報を入手できる機会を増やす。

(4) 利用者の快適性の確保

尾瀬ヶ原、尾瀬沼を中心とした日光国立公園時代からの尾瀬地域の利用者は平成8年頃の全盛期には60万人であったが、最近ではこの半分の30万人台で推移している。全盛期と比較すると、自然環境や利用の快適性に対する影響は軽減していると考えられるが、ミズバショウ、ニッコウキスゲ、紅葉の時期については、依然として利用が集中し、木道が混雑する等、利用の快適性への影響等が生じている。特定の時期のみに集中する利用者を可能な限り分散させ、集中による弊害を減らし、また、多くの利用者に静かな環境でゆっくり尾瀬の自然を楽しんでもらうため、以下のことを実施するよう関係団体・関係者に働きかけるものとする。

- ・パンフレット、ホームページ等による平日利用の推進
- ・山小屋宿泊定員の遵守
- ・宿泊の推進

また、アクセスの良さから鳩待峠からの入山に利用が集中し、特定の場所のみ混雑を引き起こしていることから、当面以下のことを実施するよう関係団体・関係者と検討していく。

- ・低利用路線の活用
- ・鳩待峠以外の入山口の魅力の発信

今後も利用適正化に向けた調査や利用が自然環境に与える影響調査を実施し、適正な利用のあり方について科学的に検討していくこととする。

(5) 利用者への情報提供及び普及啓発

①情報提供及び普及啓発の充実

尾瀬の自然を楽しみ、かつその素晴らしさを利用者に伝えることを目的に、自然環境に関わる情報のほか、前記(1)～(4)に関する事項等を利用者に呼びかけていく。また、関係団体・関係者と連携しながら以下の取組みの充実を図る。

1) 事前情報提供

- ・マスコミ関係者、ガイドブック出版社等への掲載依頼
- ・ポスター及びパンフレットの作成・配布
- ・関係するホームページへの掲載

2) 公園内での情報提供及び普及啓発(セルフガイド)

- ・パンフレットの作成・配布
- ・定期バス、シャトルバス、タクシー等の車両での情報提供
- ・ビジターセンターでの展示及び案内
- ・宿舎、休憩所及び園地等の利用拠点での情報提供

3) 公園内での情報提供及び普及啓発(学習)

- ・自然解説を行うガイドの活用
- ・ビジターセンターでのミニガイドツアーや環境学習の企画
- ・入山エリアを中心とした自然環境学習、エコツアー等の自然とのふれあいプログラムの開発及び企画

②情報提供拠点及び施設の活用

1) ビジターセンターの充実

公園内に設置された2つのビジターセンターにおいては、展示やインターネット等を活用し、自然環境情報や利用情報の提供を行うとともに、効果的な情報提供について検討し、実施していく。また、相互で情報交換を行い公園全体の情報を共有できるように努めるとともに、安全対策における連絡体制も強化していく。

2) 宿舎、休憩所及び標識を活用した情報提供

- ・入山エリアの御池、沼山峠、鳩待峠及び大清水においては、休憩所や宿舎等での入山前の自然環境情報やルート情報の提供の充実を推進するとともに、ビジターセンター等の情報発信拠点の整備を検討していく。また、小沢平においても情報提供機能の充実を推進していく。
- ・尾瀬ヶ原及び尾瀬沼においては、宿舎や休憩所等での情報提供を充実させるよう、ビジターセンターを中心に情報共有を図るとともに、見晴休憩所は情報提供施設としての機能充実を図る。
- ・入山口や尾瀬国立公園内において設置されている標識の在り方を検討し整理する。ルート情報やセルフガイド、また、マナーやルールについての情報提供を目的とした効果的な標識の配置を図る。

(6) 新しい利用形態の推進

尾瀬国立公園の利用の形態は、自然探勝や登山、車道からの眺望といった風景鑑賞を目的とした利用が主となっているが、尾瀬の自然は様々な花の開花や新緑・紅葉といった景観、朝霧の湿原、満天の星空等季節折々、時間折々に様々な自然の様相を見せる。それら自然の素晴らしさをより効果的に利用者に伝えていくため、パンフレット等を活用したセルフガイドの充実や自然解説を行うガイドの活用、また、**軽登山エリア及び入山エリア**での自然環境や自然保護活動、尾瀬の歴史等を中心とした環境学習、自然学校、エコツアー、ボランティア活動等による自然とのふれあい活動の場としての利用を推進し、風景鑑賞に留まらない利用を本公園で展開していく。

また、本公園を活用した周辺の地域振興についても検討していく。

(7) その他

① テレビ取材やロケーション

特別保護地区や集団施設地区における映画のロケーション、及びテレビ撮影等については、湿原への立入りや利用者の通行の妨げとならないよう指導するとともに、混雑時期を避けて行うよう指導する。

② ボランティア活動

尾瀬国立公園パークボランティアは、ニホンジカのライトセンサス、踏査、登山道の清掃及び補修を実施している。特にニホンジカに係る調査については、本公園内のニホンジカ対策において重要な基礎データとなっており、今後も継続的に進めていくとともに、踏査、登山道補修等も含め、国立公園の管理において必要なマンパワーを有する団体のさらなる活動の場を検討していく。

4. 関係団体・関係者の施策

本公園の管理には行政機関、土地所有者、財団法人尾瀬保護財団及び公園事業者

等の多くの関係団体・関係者が携わっている。以下の施策は関係団体・関係者が主体となって取り組んでいるものであるが、これらの取組みが適正に実施されるよう、協力していく。

(1) マイカー規制

昭和 49 年の「国立公園における自動車利用適正化要綱（昭和 49 年 3 月 25 日環自計第 125 号）」で日光国立公園尾瀬地域がモデル地区となったことから、自動車利用適正化対策として、協議会を設置し（福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会及び片品村尾瀬交通対策連絡協議会）、各協議会で自動車利用の適正化を検討しており、一般車両の規制等の入山口での交通規制及びシャトルバスの運行を実施している。各入山口での実施状況は以下のとおりである。

三平峠口	・大清水以奥への許可車両を除く一般車両の乗り入れを通年禁止。
富士見峠口	・富士見下以奥への一般車両の乗り入れを通年禁止。
鳩待峠口	・戸倉集落に整備した駐車場を有効に利用するとともに、津奈木以奥へのタクシー、ハイヤー、マイクロバス及び許可車両以外の車両の乗り入れをミズバショウシーズン、ニッコウキスゲシーズン、連休時、紅葉期等の混雑期間と毎週末、禁止。
御池口	・御池から沼山峠までの許可車両以外の車両の乗り入れを通年禁止。

今後も、協議会において車道規制の在り方や交通体系の構築について検討していくため、これら協議会と協力し、自動車利用の適正化を推進していく。

(2) 至仏山におけるルールの周知徹底

至仏山の利用（残雪期の山スキーを含む。）については、「至仏山保全対策会議（事務局：（財）尾瀬保護財団）」により植生保護及び安全性の確保のためルールやマナー作りが行われている。今後も同会議で合意された利用ルール等の事項が利用者に周知、徹底されるよう、協力していく。

(3) ボランティア活動

本公園は環境省のパークボランティアのほか、財団法人尾瀬保護財団の尾瀬ボランティアや民間企業のボランティア、自然保護団体のボランティア等多くのボランティアが活動している。それぞれの役割や目的に沿ってボランティア活動を実施し効果を上げているため、今後も連携を取りながら活動の推進を図る。

表 2 利用のゾーニング

エリア	
I	・至仏山登山線道路（歩道）及びその周辺の至仏山一帯。

<p>登山エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・燧ヶ岳登山線道路（歩道）及び尾瀬沼燧ヶ岳線道路（歩道）とその周辺の燧ヶ岳一帯。 ・会津駒ヶ岳登山線道路（歩道）、キリンテ富士見線道路（歩道）及び御池大杉線道路（歩道）とその周辺の会津駒ヶ岳一帯。 ・西根沢田代山線道路（歩道）及び猿倉台倉高山線道路（歩道）とその周辺の田代山・帝釈山一帯。 ・大清水鬼怒沼線道路（歩道）根羽沢鉾山跡～鬼怒沼区間及びその周辺。 ・尾瀬沼黒岩山線道路（歩道）黒岩山～小淵沢田代区間及びその周辺。
<p>Ⅱ 軽登山エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小沢平裏燧線道路（歩道）澁沢温泉～天神田代、澁沢大滝、兎田代及びその周辺。 ・赤法華鳩待峠線道路（歩道）見晴～沼尻区間及びその周辺。 ・御池見晴線道路（歩道）御池集団施設地区～赤田代区間及びその周辺。 ・富士見峠尾瀬ヶ原線道路（歩道）富士見峠～竜宮区間及びその周辺一帯。 ・富士見峠見晴線道路（歩道）富士見峠～見晴区間及びその周辺。 ・鳩待峠尾瀬沼線道路（歩道）アヤマ平～尾瀬沼南岸区間及びその周辺。
<p>Ⅲ 山岳探勝エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・赤法華鳩待峠線道路（歩道）鳩待峠～見晴区間及び沼尻～沼山峠区間とその周辺。 ・御池見晴線道路（歩道）の赤田代～見晴区間及びその周辺。 ・鳩待峠尾瀬沼線道路（歩道）鳩待峠～アヤマ平区間及びその周辺。 ・尾瀬沼黒岩山線道路（歩道）小淵沢田代～尾瀬沼集団施設地区区間及び小淵沢田代～大江湿原区間とその周辺。 ・大清水尾瀬沼線道路（歩道）一ノ瀬～三平下区間。 ・尾瀬沼南岸線道路（歩道）とその周辺。
<p>Ⅳ 入山エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御池沼山線道路（車道）、七入御池線道路（歩道）及びその周辺と御池集団施設地区一帯。 ・笠科川鳩待峠線道路（車道）、戸倉坤六線道路（車道）及びその周辺。 ・戸倉富士見下線道路（車道）、富士見峠富士見下線道路（歩道）及びその周辺。 ・戸倉大清水線道路（車道）、大清水尾瀬沼線道路（歩道）大清水～一ノ瀬区間及びその周辺。 ・赤法華鳩待峠線道路（歩道）沼山峠～赤法華区間とその周辺。 ・小沢平裏燧線道路（歩道）小沢平～澁沢温泉及びその周辺。

第5章 直轄施設の整備と管理に関する事項

1. 直轄施設の整備及び維持管理の方針

(1) 整備方針

国立公園を保護及び利用していく上で重要な国立公園事業に係る施設を計画的に整備する。

(2) 維持管理方針

施設の特性や立地条件、地域の実情に応じた維持管理体制を検討し、利用者を含む関係者に対し協力を求める。

2. 直轄施設の整備指針

環境省直轄施設の整備に当たっては、関係団体及び関係者との協議の上、維持管理体制を明確にして実施する。

平成22年度時点で整備している国立公園事業、また、今後整備が計画されている国立公園事業について以下に示す。

(1) 利用施設計画

①尾瀬沼集団施設地区

- ・山岳探勝エリア
- ・沼山峠及び大清水からの入山者に対し、尾瀬の自然に関する情報を提供する場と位置付け、拠点機能の充実を図るとともに、適正利用を推進し自然とのふれあいを深めるための環境教育の場としての施設及び情報発信の充実を図る。

1) 尾瀬沼野営場

- ・デッキ式テントサイトを有する野営場として整備する。

2) 尾瀬沼園地

- ・尾瀬沼を保全するための公衆トイレ及び休憩所を有する園地として整備する。

3) 尾瀬沼排水施設

- ・尾瀬沼を保全するため、公衆トイレ及び地区内での合併処理式浄化槽の処理水を排水するパイプラインとして整備する。

4) 尾瀬沼博物展示施設

- ・情報提供の場、自然とのふれあいを深めるための教化の場としての機能を有する博物展示施設として整備する。

②単独施設

1) 見晴野営場

- ・山岳探勝エリア
- ・尾瀬の中央部に位置する野営場として整備する。

2) 見晴給水施設

- ・山岳探勝エリア
- ・公衆トイレ及び野営場で使用する飲料水の供給施設として整備する。

3) 見晴排水施設

- ・山岳探勝エリア
- ・尾瀬ヶ原を保全するため、公衆トイレ及び地区内での合併処理式浄化槽の処理水を排水するパイプラインとして整備する。

4) 見晴園地

- ・山岳探勝エリア
- ・情報発信及び休憩施設として休憩所、公衆トイレ及び汚泥処理施設を整備する。

5) 馬坂峠園地《平成 21 年度～》

- ・登山エリア
- ・田代山、帝釈山及び台倉高山を保全するため公衆トイレ及び休憩所を整備する。

③道路（歩道）

1) 赤法華鳩待峠線道路（歩道）

- ・登山エリア、山岳探勝エリア
- ・福島県及び群馬県の事業執行区間を整備する。
- ・沼山峠～沼尻区間及び見晴～山ノ鼻区間は山岳探勝歩道として整備する。
- ・見晴～沼尻区間及び沼山峠～赤法華区間は登山道として整備する。

2) 尾瀬沼南岸線道路（歩道）《平成 22 年度～》

- ・山岳探勝エリア
- ・群馬県の事業執行区間を整備する。
- ・山岳探勝歩道として整備する。

3) 尾瀬沼燧ヶ岳線道路（歩道）（通称：「長英新道」）《平成 21 年度～》

- ・登山エリア
- ・（有）長蔵小屋の事業執行区間を整備する。
- ・登山道として整備する。

4) 会津駒ヶ岳登山線道路（歩道）《平成 21 年度～》

- ・登山エリア
- ・事業未執行区間を整備する。
- ・登山道として整備する。

5) キリンテ富士見線道路（歩道）《平成 23 年度～》

- ・登山エリア
- ・事業未執行区間を整備する。
- ・登山道として整備する。

6) 猿倉台倉高山線道路（歩道）《平成 22 年度～》

- ・登山エリア

- ・事業未執行区間を整備する。
- ・田代山、帝釈山を保全するため、付帯施設として田代山山頂に公衆トイレを整備する。

(2) 保護施設及び生態系維持回復事業

生態系維持に関する保護施設

- ・生態系維持回復事業計画に基づき、ニホンジカの移動経路において捕獲を効果的に行うために設置した移動遮断柵の適切な維持管理を行う。

3. 直轄事業施設の整備状況

(1) 所管地における整備

①尾瀬沼集団施設地区

- | | |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1) 尾瀬沼野営場 | デッキ式テントサイト、排水路 |
| 2) 尾瀬沼園地 | 木道、ベンチ、第1・2公衆トイレ、
合併浄化槽、受変電施設、汚泥処理施設、
給水施設（水源地、配水池、濾過槽等） |
| 3) 尾瀬沼排水施設 | パイプライン |
| 4) 尾瀬沼博物展示施設 | ビジターセンター |
| 5) 管理ヤード | 仮想離着陸帯グレーチング敷 |
| 6) パークボランティア詰所（合併浄化槽・物置含む） | |

②見晴地区

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1) 見晴野営場 | 公衆トイレ（発電機含む）、合併浄化槽 |
| 2) 見晴給水施設 | 水源地、濾過槽 |
| 3) 見晴排水施設 | パイプライン |
| 4) 見晴園地 | 休憩所（簡易炊事棟含む）、汚泥処理施設（生
ゴミ処理機含む） |

(2) 尾瀬沼、尾瀬ヶ原の基幹となる歩道の整備

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1) 赤法華鳩待峠線道路（歩道） | 木道、橋、ベンチ、テラス、待避所、案内板 |
| 2) 尾瀬沼燧ヶ岳線道路（歩道） | 階段工、標識、土留工、木道 |
| 3) 尾瀬沼南岸線道路（歩道） | 木道、橋、ベンチ、テラス、待避所、案内板 |

(3) 拡張域の歩道整備

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1) 会津駒ヶ岳登山線道路（歩道） | 木道、ベンチ、標識、洗掘防止工、 |
| 2) キリンテ富士見線道路（歩道） | 木道、ベンチ、標識 |
| 3) 猿倉台倉高山線道路（歩道） | 木道、ベンチ、テラス、標識 |

(4) 拡張域の歩道以外の整備

- | | |
|----------|-------|
| 1) 馬坂峠園地 | 公衆トイレ |
|----------|-------|

(5) 生態系維持に関する保護施設の整備

1) ニホンジカ侵入遮断柵

4. 直轄施設の維持管理

地域制自然公園制度は、国、地方公共団体、地域住民、民間企業、NGO等、土地所有者、公園利用者等の多様な主体の役割分担による管理運営が求められる制度である。

尾瀬国立公園も例外ではなく、多くの関係者の協力により維持管理が行われ、環境省が整備した施設においても、周囲の国立公園事業との関連及び環境保全も目的として整備されていることから、関係する者と協力して施設の維持管理を実施していくこととする。

(1) 協議会との協力

尾瀬沼集団施設地区及び見晴地区の直轄施設については地域の公園事業施設と密接な関わりがあることから、関東地方環境事務所及び関係者で構成した協議会により維持管理を行っている。

①尾瀬沼地区運営協議会

1) 構成

正会員：関東地方環境事務所、福島県、檜枝岐村、
尾瀬林業（株）尾瀬戸倉支社、（有）長蔵小屋、檜枝岐村尾瀬沼ヒュッテ、尾瀬林業（株）尾瀬沼山荘

2) 事務局

関東地方環境事務所（檜枝岐自然保護官事務所）

3) 事業内容

- ・尾瀬沼園地の施設管理業務
- ・尾瀬沼ビジターセンター支援業務
- ・尾瀬沼野営場管理業務
- ・尾瀬沼公衆トイレ清掃業務

②尾瀬見晴地区運営協議会

1) 構成

正会員：関東地方環境事務所、福島県、檜枝岐村、
（有）尾瀬小屋、（有）長蔵小屋、（有）原の小屋、（有）燧小屋、
（有）檜枝岐小屋、（有）弥四郎小屋

2) 事務局

関東地方環境事務所（檜枝岐自然保護官事務所）

3) 事業内容

- ・見晴地区の施設管理業務
- ・見晴地区の野営場管理業務

- ・見晴公衆トイレ清掃業務
- ・見晴休憩所清掃業務

(2) 関係町村の協力

- ① 拡張地域に係る公衆トイレについて、関係町村の協力を得て維持管理を行う。
 - 1) 馬坂峠園地付帯のトイレ：檜枝岐村
 - 2) 猿倉台倉高山線道路（歩道）付帯のトイレ：南会津町
- ② 登山道及び山岳探勝歩道の維持管理については、関係町村、山小屋、清掃協議会及びパークボランティアの協力を得て行う。

(3) パークボランティアの協力

簡易にできる修繕を含めた軽微な歩道の補修を行う。

(4) 施設利用者の協力

尾瀬沼園地及び見晴野営場の公衆トイレ並びに今後直轄で整備する公衆トイレの維持管理に係る費用については、トイレ利用に対する協力金を利用者から募り公衆トイレの維持管理の一部に充てる。

第6章 公園事業及び行為許可等に関する事項

1. 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領について」（平成 17 年 10 月環自国発第 051003003 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、**第 2 章、第 3 章及び第 4 章**の方針、及び下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	取扱方針
(1) 工作物 ① 建築物	1) 基本方針 建築物が自然景観を損なわないだけでなく、自然にとけこみ自然公園にふさわしい雰囲気醸し出せるよう留意する。 2) 規模 (ア) 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。 (イ) 高さは周囲の林冠以下の高さとする。 3) 敷地造成 極力整地を行わず、自然の地形を生かす。 4) 外部意匠 反射面を有するものは、山頂や利用施設等の視点場からの自然景観に配慮する。 (ア) 屋根 a) 原則として切妻、寄棟又はこれらに類した形状の勾配屋根とする。ただし、積雪の状態により上記形状が困難であると判断される場合は、倉庫、発電小屋等の小規模な建築物に限り、片流れ屋根を認める。 b) 色彩は原則として焦げ茶色又は赤錆色とする。 (イ) 外壁 木材等の自然材料を努めて多用し、重厚味のある落ち着いたものとする。自然材料以外の材料を用いる場合及び塗装を行う場合の色彩は、茶色、白色又は灰色とし、周囲の自然景

	<p>観に配慮した色彩とする。</p> <p>5) その他 管理人が常駐する建築物については、以下のとおり扱う。</p> <p>(ア) 汚水処理施設 施設の収容力にあった合併処理式浄化槽を設置する。 また、処理水は、自然環境の保全上適当と認められる場所に適切に処理するものとし、パイプラインの整備が行われている地区にあっては、湖沼及び湿原への影響を回避できる場所に放流する。</p> <p>(イ) ゴミの処理 全て国立公園区域外に搬出して処理する。 ビニルハウス等の仮設工作物をゴミ等の仮置き場に行っている場合が多いが、既存建築物内に保管するか、それが困難な場合は、ゴミ等の保管専用の建築物を設置するよう指導する。</p> <p>(ウ) 汲み取りし尿及び汚泥の処理 汚泥脱水装置や焼却炉が整備された地区においては、汚泥は脱水処理後焼却し、国立公園区域外に搬出して処理する。</p>
<p>② 車道</p>	<p>1) 基本方針 車道の改良に当たっては、利用者の増加が一層の過剰利用を誘発し、自然景観の保護及び快適な利用の確保に支障をきたすことが懸念される等の副次的な影響の予測を踏まえて慎重に対応する。 また、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とし、自然景観及び野生動植物の保護に十分配慮する。</p> <p>2) 付帯施設の取扱い (ア) 交通安全柵はガードケーブル（ガードロープ）又はガードレールとし、支柱及びガードレールの色彩は交通安全上支障がない限り焦げ茶色とする。コンクリート製のガードレール代用品においてはコンクリート素地色とする。 (イ) その他、スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防止柵等の交通安全上必要な構造物については、必要最小限の規模にとどめ、色彩については交通安全上支障がない限り、焦げ茶色とする。ただし、コンクリート製については、素地色とする。 (ウ) 側溝や集水柵に斜路を設ける等、野生動物の生息に配慮した工法を積極的に導入する。</p> <p>3) 法面処理方法</p>

	<p>(ア) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さを必要最小限のものとし、その法面は、原則として修景緑化を行うものとする。</p> <p>(イ) 擁壁は、自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック等の自然景観に配慮した工法を使用し、やむを得ずコンクリート擁壁を使用する場合にあつては、壁面を自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>(ウ) モルタル吹き付けについては、(イ)の施工ができる場合は避けるものとし、やむを得ずモルタル吹き付けを行う場合には自然景観上の支障を軽減するため、必要に応じその表面にネット工等の処置を講ずる。</p> <p>(エ) 法枠工及びアンカー工については、自然景観上支障が大きいことから必要最小限にとどめる。</p> <p>4) 残土処理方法 国立公園区域外に搬出して処理する。</p> <p>5) 修景緑化方法 (ア) 支障木の伐採は必要最小限とする。なお、支障木で移植可能なものについては、極力移植する。 (イ) 工事に伴い裸地化した場所は、技術的に困難な場合を除き、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化を行う。 (ウ) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、技術的に困難な場合を除き、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行う。</p> <p>6) その他 森林施業等に用いる林道（作業道）については、他の車両が進入しないよう対策を講じることとする。</p>
<p>③ 電柱・鉄塔 ・アンテナ</p>	<p>1) 基本方針 国立公園事業道路より可能な限り離れた位置、又は、道路から見た建築物の背後に設置する。やむを得ず道路沿いに設置する場合は、原則として主要展望方向の反対側に設置する。 なお、特別保護地区等、特に自然景観の保護を図るべき地域及び国立公園事業道路沿いにおいては技術的に困難な場合を除き、電線は原則として地下埋設にする。</p>

	<p>2) 規模 高さ、本数とも必要最小限とする。</p> <p>3) 色彩 外部の仕上げは原則として焦げ茶色とする。</p> <p>4) その他 (ア) 電力柱と電話柱が並列する場合は、原則として共架とするよう努める。 (イ) 電柱及び電線等への広告、看板類は掲示しないものとする。</p>
(2) 土石の採取	<p>基本方針 採取量は必要最小限とし、採取跡地は自然景観上支障のないよう整理することとする。公益上の目的を果たす行為以外については、別記1「尾瀬国立公園における植物の採取及び動物の捕獲等に関する方針」3. 取り扱いに準ずる。</p>
(3) 木竹の伐採	<p>基本方針</p> <p>1) 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日国発第643号)及び「同(国有林の取扱い)」(昭和48年8月15日環企第516号)を基本とし、地域の自然景観に配慮した施業とする。</p> <p>2) 台風等の自然現象の結果生じた倒木等については、特別保護地区においては自然景観の管理上必要な場合及び公園の利用上支障が生じる場合等を除いて放置する。</p>
(4) 河川湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為	<p>1) 基本方針 平成24年度時点で継続して許可を得て行われているもの以外は原則として認めない。</p> <p>2) その他 以下の項目について環境モニタリングを実施させ、水位変動による生態系への影響が確認された場合には、専門家により詳細な調査を行わせ、対策を検討させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の枯死及び倒れの調査 ・ 方形区による植生調査 ・ 写真撮影による自然景観変化調査 ・ 湿原線の変化調査

<p>(5) 広告物の設置</p>	<p>1) 基本方針</p> <p>(ア) 商標広告及び営業敷地以外での社名広告（いわゆる野立広告物等）は設置しない。</p> <p>(イ) 駐車場、広場、道路等における案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要な最小限の数を設置する。</p> <p>(ウ) 同一地点に複数の標識を設ける場合には、極力統合を図る。</p> <p>2) 外部意匠</p> <p>(ア) 材料は原則として木材、石材等の自然材料とする。</p> <p>(イ) 色彩は、木材、石材等の自然材料の素材を使用した場合を除き、焦げ茶色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、白色又は黒色とする。ただし、安全確保上やむを得ない場合、または3色以上使用しなければ目的が達成されないもので周囲の自然景観に著しく支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>(ウ) 設置者名は主柱に縦に表示するか、表示文末に表示する。</p> <p>(エ) 表示板裏面が利用者の目に触れる場合は、表面と同色とし、見苦しくない構造、色彩とする。</p> <p>(オ) 表示板の規模等については、別記2「尾瀬国立公園標識類取扱」に従うものとする。雪圧による被害が受けやすい場所では、四角柱を基本にする。</p> <p>3) その他</p> <p>(ア) 既存の物であっても必要性の低いもの、重複して設けられているものは整理統合を図るよう指導する。</p> <p>(イ) 遭難遺族等による慰霊碑の設置については認めない。</p> <p>(ウ) 設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うよう指導する。</p>
<p>(6) 植物の採取及び動物の捕獲等</p>	<p>基本方針</p> <p>植物の採取又は損傷、動物の捕獲又は殺傷については別記1「尾瀬国立公園における植物の採取及び動物の捕獲等に関する方針」による。</p>
<p>(7) 車馬等の使用又は航空機の着陸</p>	<p>基本方針</p> <p>ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国定公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」(昭和 59年3月 26日付け</p>

	<p>環自保第 109 号) による。</p> <p>なお、車馬等の使用又は航空機の離着陸を行う際には、野生動物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮する。</p> <p>また、特別保護地区へのスノーモービルを用いてのツアーは禁止する。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401003 号) 第 10 の規定によるほか、第 2 章、第 3 章及び第 4 章の方針、及び下記の手続によるものとする。

なお、ヘリコプターの取扱については、別記 3 「尾瀬国立公園における公園事業の施行に必要なヘリコプター使用の取扱いについて」によるものとする。

また、危険物の貯蔵については、別記 4 「尾瀬国立公園公園事業(特別保護地区内)危険物貯蔵所に関する取扱いについて」によるものとする。

(1) 共通方針

事業の種類	取 扱 方 針
①各事業の共通方針	<p>1) 建築物等の整備</p> <p>(ア) 基本方針</p> <p>1. (1) ①建築物 1) 基本方針に従うほか、適切な管理を行い、より快適な環境作りを目指す。</p> <p>(イ) 敷地造成</p> <p>敷地は極力整地を行わず、自然の地形を生かす。</p> <p>また、敷地内の表土の流出を防ぐため、必要に応じて土留、排水溝、敷き板等を整備するものとする。</p> <p>(ウ) 外部意匠</p> <p>1. (1) ①建築物 4) 外部意匠に従う。</p> <p>(エ) 内装</p> <p>建築物の内部は極力、自然材料又はこれを模した材料を用い、素朴で落ち着いた内装とする。</p> <p>(オ) 汚水処理施設</p> <p>宿舎等の建築物の建て替え又は大規模な改増築に当たっては、施設の収容力にあった合併処理式浄化槽を設置するものとし、その管理を事業者の責任において適切に実施する。</p> <p>また、処理水は、自然環境の保全上適当と認められる場所に適切に処理するものとし、パイプラインが整備されている尾瀬沼、見晴、山ノ鼻地区にあっては、湖沼及び湿原への影響を回避できる場所に放流する。</p>

	<p>(カ) 標識等の設置 1. (5) 広告物の設置に従う。</p> <p>2) 管理運営</p> <p>(ア) ゴミの処理 1. (1) ①建築物 5) その他 (イ) ゴミの処理 に従う。</p> <p>(イ) 汲み取りし尿、汚泥の処理 1. (1) ①建築物 5) その他 (ウ) 汲み取りし尿及び汚泥の処理に従う。</p> <p>(ウ) 静穏の保持 騒音を発生する機器には、原則として消音装置を備える。 また、利用者に不快の念を与える時期及び時間帯は、騒音を発生させる機器の使用をできるだけ避ける。 さらに、屋外に音楽を流さないようにする等、静穏の保持に努める。</p> <p>(エ) 不要物品の搬出 空ドラム缶等の不要な物品は人の目に触れる場所に放置せず、国立公園区域外への搬出に努める。</p> <p>(オ) 物品の管理 スノーモービルや除雪機等、施設の維持管理に必要な機材等については、人の目に触れる場所に放置しない。</p> <p>(カ) 野外卓、ベンチ等 施設周辺の野外卓、ベンチ等は木製の堅固なものとし、広告物の表示されたものは使用しない。</p> <p>(キ) 自動販売機の設置 建築物の外部に設置しない。</p> <p>(ク) その他 残飯等は適正な管理及び処理に努め、利用者の安全や健康に害をもたらすネズミ等の有害動物の発生防止やクマの誘引防止に努める。 なお、特別保護地区及び集団施設地区において、屋外での殺虫剤、除草剤等は使用しないものとし、施設管理に伴うササ払いや危険枝の伐採については、自然環境に十分配慮した上で実施する。</p>
②道路（車道）	<p>1) 基本方針 入山エリアに整備する。 1. (1) ②車道 1) 基本方針 に従う。</p> <p>2) 付帯施設の取扱い</p>

	<p>1. (1) ②車道 2) 付帯施設の取扱い に従う。</p> <p>3) 法面処理方法 1. (1) ②車道 3) 法面処理方法 に従う。</p> <p>4) 残土処理方法 1. (1) ②車道 4) 残土処理方法 に従う。</p> <p>5) 修景緑化方法 1. (1) ②車道 5) 修景緑化方法 に従う。</p>
③道路（歩道）	<p>1) 基本方針</p> <p>本公園は山岳地帯という認識の下、相応の登山技術、体力、装備を備えた者による利用を前提とした整備を実施する。 歩道を第4章に沿って、登山道及び山岳探勝歩道に分類して整備する。</p> <p>(ア) 登山道【登山エリア、軽登山エリア、入山エリア】 相応の登山技術、体力、装備を備えた者による利用を前提とし、整備は必要最小限に留める。 なお、雨水による洗掘が著しく、歩道の維持が困難な場所や湿原、高山植生地等で、利用者の踏みつけやストックの利用により植生が荒らされるおそれのある箇所等については、保護のための木道、土留工や水切り工等の施設整備を講じる。</p> <p>(イ) 山岳探勝歩道【山岳探勝エリア、入山エリア】 特別な登山技術は持たないが、ある程度の体力と装備を有する者による利用を前提とし、整備は必要最小限に留める。 整備は湿原植生の保護に重点を置いたものとするが、融雪期、梅雨期の利用が多いことを考慮して、林内のぬかるみ等の箇所についても整備を行う。 ただし、山岳地の雰囲気維持するため、整備が過剰にならないよう留意し、利用者の歩行に支障のない程度の整備に留める。 また、歩道周辺の自然観察利用にも十分配慮する。</p> <p>2) 整備方針</p> <p>(ア) 木道の敷設を行うのは次の箇所とする。</p> <p>a) 湿原、湿地又は貴重な植物群落があり、植生の保護のための整備の必要性が高い箇所</p> <p>b) 利用者の踏みつけによる裸地化のために浸食・洗掘され、表土が流出するおそれのある箇所</p>

	<p>c) 登山靴等でも歩行困難なぬかるみのある箇所</p> <p>d) 横断勾配がきつく、栈道を通す等の整備を行わなければ歩行が困難又は歩道の維持が困難な箇所</p> <p>(イ) 階段（梯子を含む。）の設置を行うのは次の箇所とする。</p> <p>a) 階段を設置しなければ、歩道の維持又は植生保護が困難な箇所</p> <p>b) 階段を設置しなければ歩行が困難な箇所</p> <p>c) 急坂や浮石により安全な歩行が困難な箇所</p> <p>3) 規模及び構造</p> <p>(ア) 木道の規模</p> <p>幅員及び線数は原則として次のとおりとする。</p> <p>a) 幅員は 0.5m とする。</p> <p>b) 地形上の制約、利用状況等から単線にすることが適当な場合を除き、複線とする。</p> <p>c) 単線の場合及び複線の利用者が多く渋滞が発生する路線の場合には適宜待避所を設ける。</p> <p>d) 複線の場合の木道間隔は 0.4m を基本とする。</p> <p>e) 林内の木道は、利用上及び安全上の観点から、高さを低く抑える。</p> <p>(イ) 木道の構造等</p> <p>a) 木道の表面にはできるだけ鋸が露出しない構造となるよう配慮する。</p> <p>b) 塗料の塗布は行わない。</p> <p>c) 木材保存剤は周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上で、使用することができる。</p> <p>d) 横木の設置や設置角度の検討等の転倒防止策を必要に応じて講じる。</p> <p>(ウ) 階段又は梯子</p> <p>a) 幅員</p> <p>利用者の多い歩道では 1.5m 以下、利用者の少ない歩道は 1.0m 以下とし、必要最小限の規模とする。</p> <p>b) 構造</p> <p>原則として、路面に自然石を敷いたもの、丸太階段又は木道に滑り止めを付したもののいずれかとする。</p> <p>なお、路面材料としてコンクリートは用いないものとする。</p> <p>快適な歩行を確保するため、蹴上げ、路面の寸法には十分配慮する。</p> <p>(エ) 立入防止柵</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>植生保護、遭難防止等のため、立入防止柵を設ける場合は、次の構造による。</p> <p>a) 杭は原則として木製とするが、岩盤地等で使用が不可能な箇所等は鉄製等とする。</p> <p>b) 杭には塗料を塗布しない。</p> <p>c) 木材保存剤は周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上で使用することができる。</p> <p>d) ロープは原色のものを避ける。しかし、緊急的な対応としての一時的な原色のテープ等の使用は認める。</p> <p>(オ) その他</p> <p>a) 木道等を更新する場合には、旧木道等の廃材は国立公園区域外に搬出する。</p> <p>b) 既存の木道、階段等であっても、必要性が低いものは更新せず老朽化した段階で撤去する。</p> <p>c) 自然観察又は休憩に必要な箇所には必要最小限の観察路、自然解説板、休憩テラス、ベンチ等を設ける。</p> <p>d) 湿原内に木道を整備するに当たっては、木道の沈下により湿原内の流水を止めることのないよう配慮する。</p> <p>e) 設置者名及び設置年度を刻印する場合は、木道路面の目立たない位置に刻印する。</p>
④園地	<p>1) 基本方針</p> <p>利用者が休憩を取り、併せて風景鑑賞や自然観察等の自然とのふれあいができる場所として整備し、適切な管理を行う。</p> <p>2) 付帯施設の取扱い</p> <p>付帯施設は必要最小限の規模に留める。休憩所、公衆トイレ、駐車場等の施設を設置する場合には、利便性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然景観に調和したデザインとし、施設の規模等については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 建築物</p> <p>1. (1) 工作物①建築物 に従う。</p> <p>(イ) 標識類</p> <p>1. (5) 広告物の設置 に従う。</p> <p>(ウ) 歩道</p> <p>(1) ③道路(歩道) に従う。</p> <p>3) 管理運営方針</p> <p>管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努める。</p>

⑤ 宿舎	<p>1) 基本方針</p> <p>国立公園内の滞在拠点として整備する。また、利用者が自然環境や利用施設等の情報収集を行えるとともに、朝夕の風景鑑賞、自然観察等の自然とのふれあいのための基地としても位置づける。</p> <p>なお、既存の施設を譲り受ける場合を除き、新たな事業執行は認めない。</p> <p>2) 規模及び構造</p> <p>建築物の新築、改築又は増築は、次の要件による。</p> <p>(ア) 収容力</p> <p>平成 24 年度時点での収容力を超えないものとする。</p> <p>(イ) 位置</p> <p>新たに施設を設置する場合は、既存施設の敷地内であって、植生破壊を伴わない場所とする。</p> <p>ただし、自然景観の保全又は公園利用上等の理由により、他の場所に施設を移転することが適当と認められる場合にあってはこの限りでない。</p> <p>なお、移転後は、既存建築物の撤去跡地を当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行う。</p> <p>(ウ) 建築物の延床面積</p> <p>延床面積は、必要最小限の付帯施設の増築を除き、既存の規模を超えないものとする。</p> <p>(エ) 建築物の統合</p> <p>同一敷地内に複数の建築物が存在し、自然景観の保全のため統合することが適当と認められるものにあつては、極力統合する。</p> <p>(オ) 建築物の高さ</p> <p>建築物（避雷針、煙突等を除く。）の高さは、13m 以下とする。</p> <p>(カ) 施設内容</p> <p>ゲームコーナー等の公園利用の目的から逸脱した施設は設けない。また、建物の乱立を避けるため、独立した喫茶室は設けない。</p> <p>3) その他</p> <p>(ア) 定員の遵守</p> <p>利用者に対する安全性と快適性を保ち、合併処理式浄化槽の適正な運転管理のため、宿泊定員を遵守する。</p>

	<p>(イ) 適正な公園利用の促進 利用の平準化を図るため、利用者に対しては平日利用を促すよう努める。また、本公園に関する情報を展示案内等により利用者に提供するよう努める。</p> <p>(ウ) 広告物の掲示 建物外広告物の掲示（立て看板やのれん等の設置を含む）は自然景観に影響を及ぼさないよう配慮し、必要最小限とする。</p> <p>(エ) 排水対策 a) 利用者に、入浴の際の石けんやシャンプー等を使用しないよう呼びかける。 b) 洗濯、食器洗い等には湖沼や湿原が富栄養化するおそれの少ない洗剤を使用する。</p>
⑥休憩所	<p>1) 基本方針 利用者が休憩をとり、併せて自然環境や利用施設等の情報収集を行える自然とのふれあいのための中継基地として位置づける。</p> <p>2) 規模及び構造 (1) ⑤宿舎 2) 規模及び構造と同様とするが、建築物（避雷針、煙突等を除く。）の高さは、10m以下とする。</p> <p>3) 付帯施設の取扱い 排水処理施設については、(1) ⑤宿舎 3) その他 (エ) 排水対策による。</p> <p>4) その他 施設内に尾瀬の自然解説資料や案内等のスペースを設け、尾瀬に関する情報を利用者に提供するよう努める。なお、広告物の提示は自然景観に影響を及ぼさないよう配慮し、必要最小限とする。</p>
⑦野営場	<p>1) 基本方針 野営による利用は自然に親しむための優れた利用形態のひとつであることから、野営利用を促進するため適切な施設の整備を図る。</p> <p>2) 管理運営方針 周辺の自然環境の保護及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、その方針を次のとおりとする。</p>

	<p>(ア) 野営場毎に安全対策を立てるものとする。特に倒木による事故を防ぐため土地管理者と協議の上、危険木を除去するとともに、必要に応じて当該地域に生育する樹木と同種の樹木により修景のための植栽を行う。</p> <p>(イ) 野営場内は常に清潔に保つ。</p> <p>(ウ) 野営場内において利用者の遵守すべき次の事項を利用者に対して明らかにし、利用者を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静穏の保持 ・ ゴミの持ち帰り ・ 表土の保全 ・ たき火の禁止 ・ 洗剤の使用禁止 ・ その他公園利用者の安全性や快適性を確保するために必要な遵守事項 <p>(エ) 野営場内の表土の流出を防ぐため、必要に応じ土留や排水溝及び敷板等の施設の整備を図る。</p>
⑧ 駐車場	<p>1) 基本方針 自然景観の保全や利用状況等に合わせた必要最小限の整備を図る。</p> <p>2) 管理運営方針 自動車利用適正化協議会等との連絡を密にしながら、その管理を行う。</p>
⑨ 排水処理施設	<p>1) 基本方針 自然環境への人為的負荷を可能な限り軽減するために、尾瀬沼地区、見晴地区及び山ノ鼻地区内の各施設の合併処理式浄化槽で処理された排水は、湖沼及び湿原への影響を回避できる場所へ排水管（パイプライン）により放流する。</p> <p>2) 管理運営方針 排水処理施設の管理運営は適切に行う。排水処理施設を使用する事業者は、各々の処理水の水質管理について責任を持つ。</p>
⑩ 博物展示施設	<p>1) 基本方針 山ノ鼻及び尾瀬沼にあるビジターセンターは、それぞれの地区における情報提供拠点とし、自然情報及び利用情報を利用者に提供していく。自然解説や展示を行うとともに、本公園の学術研究等の資料収集の中核としての活動も行う。</p>

	<p>また、他の公園事業施設との連携を図り、公園全体の情報提供機能の充実に努める。</p> <p>2) 活動内容</p> <p>利用者に対する自然環境及び利用に関する情報の提供に重点を置いた活動を実施し、効果的な情報提供に努める。</p> <p>また、山小屋や自然保護団体等が行う自然解説活動に対しても、資料や用具の提供等により積極的に支援する。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 保護施設計画

事業名	取 扱 方 針
①田代山植生復元施設	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒廃が見られることから、「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」に基づき、植生復元及び踏込防止対策を実施する。
②駒ヶ岳植生復元施設	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒廃が見られることから、「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」に基づき、植生復元及び踏込防止対策を実施する。
③燧ヶ岳植生復元施設	踏圧、表流水の集中により歩道沿いに洗掘が見られることから歩道沿いの洗掘部分及び廃道路線について植生復元工を実施する。
④尾瀬沼植生復元施設	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃していることから、植生荒廃の拡大を防止するため、侵入防止対策等を実施する。また、埋設ゴミ跡地において植生復元工を実施する。
⑤尾瀬ヶ原植生復元施設	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃していることから、植生荒廃の拡大を防止するため、侵入防止対策等を実施する。また、埋設ゴミ跡地において植生復元工を実施する。
⑥至仏山植生復元施設	踏圧や木道等の利用施設による洗掘の誘導により歩道沿いの植生の荒廃が著しいことから、「至仏山保全対策会議(事務局:(財)尾瀬保護財団)」の方針に基づき、植生復元工を実施する。
⑦アヤマ平植生復元施設	過去の踏圧、ニホンジカによる植生攪乱や食害が原因で植生が荒廃していることから、現在実施されている植生復元工を継続実施するとともに、ニホンジカの被害を防止するため侵入防止対策等を実施する。

(3) 集団施設地区

①御池集団施設地区【入山エリア】

事業名	取扱方針
御池集団施設地区	マイカーの乗り入れが規制されている県道沼田檜枝岐線の起点に位置し、福島県側からのアクセス拠点として利用されている。 主に福島県側からの利用者に対する適正利用、自然情報等の情報提供機能を充実させるとともに、アクセス拠点及び周辺の御池田代、樺平等の自然探勝の拠点としての機能の充実を目的に整備する。
1) 御池宿舎	福島県側からの利用者の宿泊施設として檜枝岐村が事業執行している。御池休憩所事業に隣接している。 既設の「ブナの森ミュージアム」も活用し、利用者に対する情報提供機能の充実を図る。
2) 御池休憩所	福島県側からの利用者の休憩施設として檜枝岐村が事業執行している。御池宿舎事業に隣接している。 情報等提供機能の充実を図る。
3) 御池駐車場	御池から入山する利用者や御池田代、スモウトリ田代及び樺平の自然を探勝する利用者の駐車場として檜枝岐村が事業執行している。 路面補修、標識設置等の必要最小限の整備に留める。

②尾瀬沼集団施設地区【山岳探勝エリア】

事業名	取扱方針
尾瀬沼集団施設地区	尾瀬沼東側の湖畔に位置し、沼山峠及び大清水からの利用者の宿泊、休憩、情報提供等の拠点として多くの利用があり、また、優れた自然の中に利用施設が整備されていることから、本公園の主要な利用拠点となっている。 尾瀬沼及び尾瀬沼周辺の優れた自然の中での長期滞在に対応できるよう情報提供、宿泊及び休憩の機能の充実を図る。
1) 尾瀬沼園地	公衆トイレ2棟、園路及びベンチを直轄で整備しており、民間も事業執行している。 尾瀬沼の自然を探勝する利用者が、展望や休憩のために利用することができるよう、園地としての機能の充実を図る。
2) 尾瀬沼宿舎	公園利用者の主要な宿泊及び休憩拠点として檜枝岐村と民間が事業執行している。 情報提供機能等、尾瀬沼の自然を探勝する利用者の拠点施設と

	しての機能を充実させる。
3) 尾瀬沼野営場	公園利用者の宿泊施設としてテントサイトを環境省が整備している。サイトに限りがあることから完全予約制とし、適切な利用を促進する。
4) 尾瀬沼排水施設	尾瀬沼集団施設地区内の合併処理式浄化槽の処理水を、周辺の自然環境に負荷をかけずに排水するための施設としてパイプラインを環境省が整備している。 処理水が公園内に漏れないよう施設の維持管理に努める。
5) 尾瀬沼博物展示施設	公園利用者の主要な情報提供施設として「尾瀬沼ビジターセンター」を環境省が整備している。 適切な情報を利用者へ提供するために、自然環境や利用状況等の情報収集に努めるとともに、自然観察会やスライドショー等のイベントも積極的に開催し、効果的な情報提供を実施していく。

③山ノ鼻集団施設地区【山岳探勝エリア】

事業名	取扱方針
山ノ鼻集団施設地区	尾瀬ヶ原の西側に位置し、鳩待峠から山岳探勝エリアへ入る利用者や登山エリアである至仏山の利用の宿泊、休憩、情報提供等の拠点として多くの利用があり、また、優れた自然の中に、利用施設が整備されていること、尾瀬ヶ原、あるいは至仏山へアクセスする際の重要な拠点であることから、当該地域は公園の主要な利用拠点となっている。 尾瀬ヶ原及び尾瀬沼周辺の優れた自然の中での長期滞在に対応できるよう、情報提供、宿泊及び休憩の機能を充実を図る。
1) 山ノ鼻園地	尾瀬ヶ原の西端に位置し、公衆トイレ及び排水施設を群馬県が休憩所を、民間が事業執行している。 尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者や至仏山へ登る利用者が、情報収集や休憩に利用することができるよう園地としての機能の充実を図る。
2) 山ノ鼻宿舎	鳩待峠から尾瀬ヶ原へ向かう利用者の宿泊、休憩施設、至仏山の登山利用の拠点として整備されており、片品村と民間が事業執行している。 多くの利用者を迎える場所に位置するため、利用拠点施設としての機能の充実を図るとともに、適正利用の促進に努める。
3) 山ノ鼻野営場	鳩待峠から尾瀬ヶ原へ向かう利用者の宿泊施設、至仏山の登山利用の拠点として民間が事業執行している。 多くの利用者を迎える場所に位置するため、適正利用の促進に努める。
4) 山ノ鼻博物展	公園利用者の主要な情報提供施設として群馬県が「尾瀬山の鼻

示施設	<p>「ビジターセンター」を整備している。</p> <p>多くの利用者を迎える場所に位置するため、展示物の充実、自然観察会の実施等、情報提供施設としての機能を充実させる。</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 道路

①車道

事業名	取扱方針
1) 御池沼山線道路(車道) 【入山エリア】	<p>福島県檜枝岐村七入から御池に至る国道 352 号及び御池から沼山峠へ至るマイカー規制が通年で実施されている県道沼田檜枝岐線道路である。福島県側の主要なアクセス道路であり、シーズン中は多くの利用がある。</p> <p>当面は、路面改良や安全施設の設置等、利用に支障をきたさない範囲で必要最小限の整備に留める。</p>

②歩道

事業名	取扱方針
1) 猿倉台倉高山線道路(歩道) 【登山エリア】	<p>福島県南会津町猿倉登山口から田代山、帝釈山を経て台倉高山に至る登山道で、馬坂峠～台倉高山区間を檜枝岐村が事業執行している。環境省が田代山山頂に公衆トイレを整備し、今後、猿倉から田代山を経て馬坂峠に至る登山道を整備する。6月のオサバグサが咲く時期と7月の田代山山頂の高層湿原の植物の開花時期の利用が多い路線である。</p> <p>整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」によるほか、田代山山頂の一方通行ルールの周知に努める。</p>
2) 会津駒ヶ岳登山線道路(歩道) 【登山エリア】	<p>福島県檜枝岐村滝沢登山口から会津駒ヶ岳を経て、中門岳に至る登山道で、環境省が登山道を整備している。シーズンを通じて、会津駒ヶ岳から中門岳へ続く稜線上の雪田草原や会津駒ヶ岳の自然探勝を目的とした利用が多い。</p> <p>整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」によるほか、滝沢登山口から竜ノ門の滝への山岳探勝歩道の整備も関係者で検討していく。</p>
3) キリンテ富士見線道路(歩道) 【登山エリア】	<p>福島県檜枝岐村キリンテ登山口から会津駒ヶ岳に至る路線で、今後、環境省が登山道を整備する。大津岐峠から先の稜線上では、燧ヶ岳や会津駒ヶ岳の展望を楽しむことができる。</p> <p>整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」による。会津駒ヶ岳への入山口として、また、大津岐峠から大杉岳を経て御池、燧ヶ岳、尾瀬ヶ原、至仏山へ至るロングトレイルコースとしての当該路線の魅力の発信を積極的に行い、利用の促進に努める。</p>

<p>4) 御池大杉線道路(歩道) 【登山エリア】</p>	<p>御池集団施設地区から大杉岳を經由し、大津岐峠、会津駒ヶ岳へ至る登山道で、檜枝岐村が整備を検討している。 整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山地域 景観保全管理方針」による。また、会津駒ヶ岳登山線道路(歩道)の滝沢登山口から御池、燧ヶ岳、尾瀬ヶ原、至仏山へ至るロングトレイルコースとしての当該路線の魅力の発信を積極的に行い、利用の促進に努める。</p>
<p>5) 御池見晴線道路(歩道) 【入山エリア】</p>	<p>御池集団施設地区から裏燧林道を經由し、尾瀬ヶ原へ至る登山道で、福島県が事業執行している。湿原とともに、ブナ、シラビソの混生林や越後三山の展望を楽しむことができることから、多くの利用がある。また、三条ノ滝、平滑の滝の探勝にも利用されている。 既存の整備規模を維持し、適切に管理する。</p>
<p>6) 燧ヶ岳登山線道路(歩道) 【登山エリア】</p>	<p>御池集団施設地区から燧ヶ岳を経て尾瀬ヶ原に至る登山道で福島県が事業執行しており、燧ヶ岳に登る者が利用している。 表流水及び踏圧により登山道が荒廃しているため、利用者の安全確保に必要な整備は必要最小限の規模で今後も実施する。表流水及び踏圧による湿原及び歩道沿いの植生被害対策は燧ヶ岳植生復元施設事業として実施する。</p>
<p>7) 赤法華鳩待峠線道路(歩道) 【山岳探勝エリア】 【軽登山エリア】 【入山エリア】</p>	<p>福島県檜枝岐村赤法華から沼山峠、尾瀬沼、尾瀬ヶ原を経て群馬県片品村鳩待峠に至る登山道、山岳探勝歩道及び「尾瀬植物研究見本園」内の山岳探勝歩道で、福島県、群馬県、民間及び環境省が事業執行している。本公園で最も利用が多い主要路線である。 沼山峠～沼尻区間及び見晴～鳩待峠区間は山岳探勝歩道、見晴～沼尻区間及び沼山峠～赤法華区間は登山道として扱う。 利用者の安全確保のために老朽化した木道及び休憩テラスは付け替える。また、ツキノワグマとの遭遇による事故防止対策として必要な場合には、高架での付け替えも検討する。</p>
<p>8) 尾瀬沼燧ヶ岳線道路(歩道) 【登山エリア】</p>	<p>尾瀬沼集団施設地区から燧ヶ岳へ至る登山道で、通称「長英新道」として民間が事業執行しており、燧ヶ岳に登る者が利用している。環境省が登山道を整備している。 融水、雨水及び踏圧により登山道が荒廃しているため、利用者の安全確保に必要な整備は必要最小限の規模で実施する。踏圧による歩道沿いの植生被害対策は燧ヶ岳植生復元施設事業として実施する。</p>
<p>9) 尾瀬沼南岸線道路(歩道) 【山岳探勝エリア】</p>	<p>尾瀬沼南岸の山岳探勝歩道で群馬県が事業執行しており、尾瀬沼の自然探勝を目的に多くの利用がある。環境省が登山道を整備する。</p>

ア】	<p>利用者の安全確保のために木道の敷設、付け替え等の整備を必要最小限の規模で実施する。</p>
<p>10) 尾瀬沼黒岩山線道路（歩道） 【山岳探勝エリア】 【登山エリア】</p>	<p>栃木県日光市と福島県檜枝岐村の境に位置する黒岩山から小淵沢田代を経て尾瀬沼集団施設地区及び大江湿原に至る登山道及び山岳探勝歩道であり、福島県側を福島県が、群馬県側を群馬県が事業執行している。尾瀬沼周辺の自然探勝を目的とした利用がある。</p> <p>黒岩山～小淵沢田代区間は登山道、小淵沢田代～尾瀬沼集団施設地区区間及び小淵沢田代～大江湿原区間は山岳探勝歩道として扱う。</p> <p>利用者の安全確保のために木道の敷設、付け替え等の整備を必要最小限の規模で実施する。</p>
<p>11) 富士見峠尾瀬ヶ原線道路（歩道） 【軽登山エリア】 【山岳探勝エリア】</p>	<p>群馬県片品村富士見峠から竜宮、ヨッピー橋を經由し、三又及び赤田代へ至る登山道及び山岳探勝歩道で、民間が事業執行している。竜宮～ヨッピー橋～三又区間は尾瀬ヶ原の自然探勝を目的とした利用がある。</p> <p>富士見峠～竜宮区間は登山道、竜宮～ヨッピー橋～三又区間は山岳探勝歩道として扱う。</p> <p>利用者の安全確保のために、老朽化した木道、休憩テラスは付け替える。また、ツキノワグマとの遭遇による事故防止対策として必要な場合には、高架での付け替えも検討する。</p>
<p>12) 富士見峠見晴線道路（歩道） 【軽登山エリア】</p>	<p>群馬県片品村富士見峠から八木沢を經由し、見晴へ至る登山道で、群馬県側を群馬県が事業執行している。</p> <p>登山道として扱う。</p> <p>利用者の安全確保のために、老朽化した木道及び休憩テラスは付け替える。</p>
<p>13) 鳩待峠尾瀬沼線道路（歩道） 【軽登山エリア】 【山岳探勝エリア】</p>	<p>群馬県片品村鳩待峠からアヤマ平、富士見峠、皿伏山を経て尾瀬沼に至る登山道及び山岳探勝歩道として群馬県及び民間が事業執行している。アヤマ平の自然探勝を目的とした利用がある。</p> <p>鳩待峠～アヤマ平区間は山岳探勝歩道、アヤマ平～尾瀬沼南岸区間は登山道として扱う。</p> <p>アヤマ平の植生対策はアヤマ平植生復元施設事業で実施する。</p>
<p>14) 至仏山登山線道路（歩道） 【登山エリア】</p>	<p>群馬県片品村鳩待峠から至仏山を経て山ノ鼻に至る登山道で、群馬県及び民間が事業執行している。登山道荒廃が問題となっており、関係者で「至仏山保全対策会議（事務局：(財)尾瀬保護財団）」を設置し、至仏山の管理方針について検討している。</p> <p>登山道として整備するが、整備及び管理については「至仏山保全対策会議」及び同会議で作成された「至仏山保全基本計画」に基づいて行う。</p>

<p>15) 大清水尾瀬沼線道路（歩道） 【山岳探勝エリア】 【入山エリア】</p>	<p>群馬県片品村大清水から三平峠を経て尾瀬沼に至る登山道で群馬県が事業執行している。群馬県側から尾瀬沼へ行く者が利用している。</p> <p>大清水～一ノ瀬区間は登山道、一ノ瀬～三平下区間は山岳探勝歩道として扱う。</p> <p>群馬県側から尾瀬沼へ至る最短のルートであり、利用者の安全確保から老朽化した木道、休憩テラスは付け替えるものとする。また、溪流景観や尾瀬の歴史に触れることができることから、当該路線の魅力の発信を積極的に行い、利用促進に努める。</p>
----------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) 単独施設

事業名	取扱方針
<p>① 渋沢温泉宿舎 【軽登山エリア】</p>	<p>御池見晴線道路（歩道）（裏燧林道）利用者の滞在拠点として民間が事業執行している。</p> <p>小沢平から入山した利用者には最初にたどり着く宿舎である事業地の特色を生かしつつ適正利用の促進に努める。</p>
<p>② 三条ノ滝園地 【軽登山エリア】</p>	<p>尾瀬見晴線道路（歩道）（裏燧林道）沿いに位置し、三条ノ滝を展望することを目的とした利用がある。歩道及び展望テラスを福島県が整備し、事業執行している。</p> <p>必要に応じて現状の規模を超えない範囲での整備・改修を実施し、冬期閉鎖の周知徹底等の安全確保に努める。</p>
<p>③ 尾瀬温泉園地 【山岳探勝エリア】</p>	<p>尾瀬ヶ原の北端に位置し、尾瀬ヶ原の自然探勝利用や御池見晴線道路（歩道）利用の拠点として、福島県が公衆トイレを、民間が休憩施設を事業執行している。</p> <p>尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者が、情報収集や休憩に利用することができるよう園地としての機能の充実を図る。</p>
<p>④ 尾瀬温泉宿舎 【山岳探勝エリア】</p>	<p>尾瀬ヶ原の北端に位置し、尾瀬ヶ原の自然探勝や御池見晴線道路（歩道）利用の拠点として、民間が事業執行している。</p> <p>他の単独施設と連携を取りつつ、適正利用の促進に努める。</p>
<p>⑤ 沼山口園地 【入山エリア】</p>	<p>赤法華鳩待峠線道路（歩道）沿いで、福島県側のマイカー規制の終点である沼山に位置し、御池からのシャトルバス利用者の入山口として利用されている。檜枝岐村が休憩所、公衆トイレ及びシャトルバスを利用する駐車場を整備し事業執行している。</p> <p>入山エリアに位置し、福島県側の主要な入山口であることから、情報提供機能の充実を図る。</p>
<p>⑥ 馬坂峠園地 【登山エリア】</p>	<p>猿倉台倉高山線道路（歩道）沿いの馬坂峠に、駐車場及び標識が整備されている。環境省が公衆トイレを整備し、今後休憩所を整備する。猿倉台倉高山線道路（歩道）利用者の拠点として利用</p>

	<p>されており、6月のオサバグサの開花時期、7月の田代山山頂湿原の植物開花時期の利用が多い。</p> <p>整備は「会津駒ヶ岳・田代山・帝釈山景観保全管理方針」に従う。</p>
⑦見晴園地 【山岳探勝エリア】	<p>休憩所等を環境省が整備しており、尾瀬ヶ原及び周辺の自然探勝利用者の拠点としての利用の他に、尾瀬の中央部に位置するため多方面からの利用がある。</p> <p>休憩施設における情報発信は、関係団体からの協力を得ながら行い、尾瀬ヶ原と尾瀬沼の中継地点としての園地の機能の充実を図る。また、汚泥処理施設は適切に維持管理する。</p>
⑧見晴宿舎 【山岳探勝エリア】	<p>公園利用者の主要な宿泊施設として、民間が事業執行している。尾瀬ヶ原や周辺の自然探勝利用者の宿泊及び休憩地点としての利用のほかに、尾瀬の中央部に位置するため多方面からの利用がある。</p> <p>主要な宿泊拠点であり、多くの利用があることから、国立公園としての雰囲気損なうことがないよう適切な維持管理をするとともに、適正利用の促進に努める。</p>
⑨見晴野営場 【山岳探勝エリア】	<p>尾瀬ヶ原や周辺自然散策利用者の宿泊、また、尾瀬の中央部に位置するため多方面からの利用者の宿泊、休憩地点として環境省がテントサイト及び公衆トイレを整備しており、利用が多い。</p> <p>適正利用の促進に努める。</p>
⑩見晴給水施設 【山岳探勝エリア】	<p>見晴地区の給水施設を環境省が整備しており、水源における渇水対策を含めて、適切な施設の維持管理を行う。</p>
⑪見晴排水施設 【山岳探勝エリア】	<p>見晴地区内の合併処理式浄化槽の処理水を、周辺の自然環境に負荷をかけずに排水するための施設として環境省がパイプラインを整備している。</p> <p>処理水が公園内に漏れないよう、施設の維持管理に努める。</p>
⑫沼尻園地 【山岳探勝エリア】	<p>尾瀬沼西岸に位置し、休憩所及び公衆トイレを民間が整備し、事業執行している。尾瀬ヶ原と尾瀬沼の中継地点としての利用や尾瀬沼の自然を探勝する利用者の休憩地点として利用が多い。</p> <p>情報提供機能の充実を図り、適正利用の促進に努める。</p>
⑬竜宮小屋宿舎 【山岳探勝エリア】	<p>尾瀬ヶ原の沼尻川河畔の抛水林内に位置し、民間が事業執行している。宿泊施設として利用するほかに、尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者が休憩施設としても利用している。</p> <p>尾瀬ヶ原の中心に位置し、多くの利用があることから、国立公園としての雰囲気損なうことがないよう適切な維持管理をするとともに、尾瀬ヶ原の中心地という立地を生かし、適正利用の促進に努める。</p>

<p>⑭三平峠下宿舎 【山岳探勝エリア】</p>	<p>尾瀬沼南岸の三平峠に位置し、民間が事業執行している。宿泊施設として利用するほかに、尾瀬沼の自然を探勝する利用者が休憩施設としても利用している。</p> <p>尾瀬沼の散策及び大清水から入山する利用者の主要な休憩地点であることから、利用者の適正利用の促進に努める。</p>
<p>⑮富士見峠宿舎 【入山エリア】</p>	<p>富士見峠富士見下線道路（歩道）と鳩待峠尾瀬沼線道路（歩道）が合流する富士見峠に位置し、民間が事業執行している。宿泊施設として利用するほかに、アヤマ平の自然を探勝する利用者が休憩施設としても利用している。</p> <p>原則として現状の位置及び規模を超えないものとする。尾瀬ヶ原、尾瀬沼へ至る歩道沿いにある休憩所として、適正な公園利用の促進に努める。</p>
<p>⑯富士見峠休憩所 【入山エリア】</p>	<p>鳩待峠尾瀬沼線道路（歩道）沿いに位置し、公衆トイレを民間が整備し、事業執行している。主としてアヤマ平の自然を探勝し、尾瀬沼へ向かう者が利用している。</p> <p>原則として現状の位置及び規模を超えないものとする。尾瀬沼へ至る歩道沿いにある宿舎として、適正利用の促進に努める。</p>
<p>⑰一ノ瀬休憩所 【山岳探勝エリア】</p>	<p>大清水尾瀬沼線道路（歩道）沿いの一ノ瀬に位置し、公衆トイレ及び休憩施設を民間が整備し、事業執行している。尾瀬沼へ向かう者が利用している。</p> <p>尾瀬沼へ至る歩道沿いにある休憩所として、適正利用の促進に努める。</p>
<p>⑱鳩待峠宿舎 【入山エリア】</p>	<p>群馬県片品村津奈木橋からのマイカー規制区間の終点である鳩待峠に位置し、宿舎のほか、公衆トイレ及び休憩所も併せて民間が事業執行している。鳩待峠は本公園で最も利用が多い入山口である。</p> <p>入山口としての雰囲気損なうことがないよう適切な維持管理を行うとともに、情報提供機能の充実を図る。</p>
<p>⑲津奈木沢園地 【入山エリア】</p>	<p>群馬県片品村津奈木橋から鳩待峠へ至るマイカー規制区間の始点に位置し、小規模な湿原と湿原植生が楽しめる。</p> <p>マイカー利用者の休憩及び自然探勝の拠点、環境学習の場となるよう整備を行う。</p>
<p>⑳大清水宿舎 【入山エリア】</p>	<p>大清水口に位置し、民間が休憩所、公衆トイレ、駐車場及び大清水湿原内の園地を整備し、事業執行している。大清水湿原の歩道はバリアフリー対応の木道である。</p> <p>入山口としての大清水の魅力を発信し、適正な公園利用の促進に努める。</p>
<p>㉑大清水休憩所 【入山エリア】</p>	<p>大清水口に位置し、民間が事業執行している。主に尾瀬沼へ向かう者が利用している。</p>

	入山口としての大清水の魅力を発信し、利用の促進に努める。
②東電小屋宿舎 【山岳探勝エリア】	尾瀬ヶ原の北西に位置し、新潟県に位置する唯一の宿舎である。民間が事業執行している。宿泊利用のほかに、尾瀬ヶ原の自然を探勝する利用者が休憩施設として利用している。 適正な公園利用の促進に努める。

別記 1

尾瀬国立公園内における 植物の採取及び動物の捕獲等に関する取扱方針

1. 目的

国立公園内における植物の採取及び動物の捕獲等について、私的・趣味的な採取及び捕獲等を規制し、自然の重要な構成要素である植物・動物の適切な保護・管理が行われるよう取り扱いを定めるもの。

2. 該当行為

- (1) 特別地域内指定植物の採取又は損傷（自然公園法第 20 条第 3 項第 11 号）
- (2) 特別保護地区内植物（木竹を含む）の採取又は損傷並びに動物（卵を含む）の捕獲、殺傷又は損傷（自然公園法第 21 条第 3 項第 2 号、第 7 号及び第 9 号）

3. 取り扱い

自然公園法施行規則第 11 条の許可基準によることのほか、以下に定める事項に該当しないものは原則として許可しないものとする。

なお、特別保護地区内において、帰化植物を採取する等の保護管理行為として行われる植物の採取はこの限りではない。

(1) 行為の目的

- ア. 研究又は学問上の目的で行われるもので、調査・研究の成果が学会等に公表することになっているもの。
- イ. 標本類の採取及び捕獲を目的とするものでなく、また、採取及び捕獲により得られた標本類のうち特に貴重なものは公的機関等で保管されることになっているもの。
- ウ. 過去の研究・調査又は文献・資料等によって知り得ない事実を明らかにするもの。

(2) 行為者の資格について

- ア. 研究等の目的の場合には原則として、大学又は公的研究機関等（以下「研究機関等」という。）に所属する者又は公的機関から依頼を受けた者とし、その機関の活動として行われる場合に限るものとする。ただし、次の各号の一に該当する者はこの限りでない。

(ア) 申請に係る分野において、学問上評価される研究調査の経歴及び実績を持つ者。

(イ) 申請にかかる分野に関する研究機関等より特に推薦を受けた者。

- イ. これまでに自然公園法に違反する等の自然公園の保護・管理上著しい支障となるような行為を行った者でないこと。

(3) 採取及び捕獲の対象及び方法について

- ア. 採取及び捕獲により当該地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのないもの

- であること。
- イ. 行為目的を達成するため適当と認められる方法であり、必要最小限のものであること。
 - ウ. 自然保護及び公園利用に対して十分配慮されたものであること。

(運用上の注意)

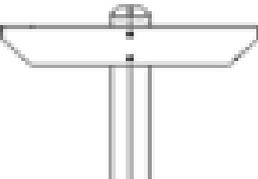
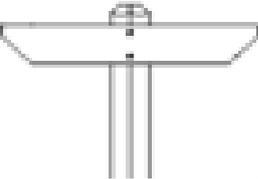
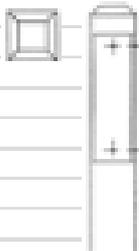
- ア. 公的研究等の申請（協議）の場合、原則としてその機関等として申請（協議）するものとする。
- イ. 同一の調査・研究を複数の者で行う場合、原則として一件として代表者が申請するものとする。
- ウ. 長期にわたる行為については、行為の計画が定まっているものについては計画を申請書（協議書）に添付し申請（協議）するものとし、この場合、計画に問題がなければ長期間で許可（同意）を出すこととする。ただし、計画に変更があった場合には、再度申請（協議）するものとする。
- エ. (2) -ア- (7) の判定については、研究・調査の実績及び経歴を証明できる学術的論文及び経歴書等を添付させること。

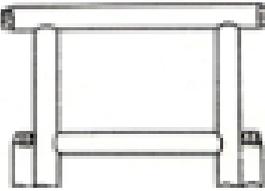
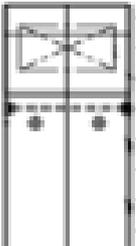
別記 2

尾瀬国立公園標識類取扱

尾瀬国立公園の標識類について、設置主体により規格が異なることのないよう、また効率的な整備が図られるよう、従前からの指導を踏まえ次のとおり規格等を定める。

なお、原則として、以下のほかに、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針（環境庁自然保護局編）」及び「平成 19 年度国立公園（誘導標識、尾瀬地域木道、ピクトサイン）の使用標準化業務（環境省関東地方環境事務所）」にも留意するものとする。

種 類	表示板の規格 (cm)	地上高 (cm)	形 状	色 彩	材 質	備 考
分岐点道標 (現在位置表示)	(両腕) 横120×縦20 程度	150程度		(本体) こげ茶色 (文字) 白色	木材	「こげ茶色」は「焼付磨上げ」でも良い（以下同じ）。また、添え木を付けても良い。
	(片腕) 横80×縦20 程度					
	(四角柱) 20cm角程度	150程度		(本体) こげ茶色 (文字) 白色	木材	雪圧の影響を受けやすい場所にあつてはこの形状にする。
歩道途中の 道標 (現在位置表示)	(プレート) 横10～15× 縦20～50 程度	100～150 程度		(本体) こげ茶色 (プレート) 白色または本体 に同じ (文字) 黒色または白色	(本体) 木材 (プレート) 特に定めない	
集団施設地 区等の分岐 点に設ける 施設の誘導 標	(両腕) 横120×縦20 程度	150程度		(本体) こげ茶色 (文字) 白色	木材	表示板は一基に複数取り付けても可。この場合バランスを考慮する。また、添え木を付けても良い。
	(片腕) 横80×縦20 程度					
	(四角柱) 20cm角程度	150程度		(本体) こげ茶色 (文字) 白色	木材	雪圧の影響を受けやすい場所にあつてはこの形状にする。

案内板	横200×縦150 以下	300以下		(本体) こげ茶色 (表示板) 白色または本体 に同じ (文字) 黒色または白色	(本体) 木材 (表示板) 特に定めない	入り口等の必要最 小限の場所に限る。
自然解説板	縦60×横40 以下 又は 横30×縦50 以下	150以下		(本体) こげ茶色 (表示板) 白色または本体 に同じ (文字) 白色	(本体) 木材 (表示板) 特に定めない	丸型も可。 植物名札を含む。 雪圧の影響を受け やすい場所にあつて はこの形状(角形) にする。

別記 3

尾瀬国立公園における 公園事業の執行に必要なヘリコプター使用の取扱いについて

- 1 離着陸を伴うヘリコプター使用は、以下の各号に該当しない場合には認めないものとする。
 - (1) 使用目的が以下のいずれかに該当するものであること。
 - ① 冬期の公園事業施設の除雪等
 - ② 春期（積雪期）の公園事業施設従業員や必要な物資の輸送
 - ③ 上記以外の時期で、公園事業執行上特に必要な場合（公園事業に関する工事や保守等に必要な作業員等の輸送で特に必要な場合、吊り下げに寄らない物資の輸送で特に必要な場合等）
 - (2) 関係法令の規定に適合していること。
 - (3) ヘリコプターの使用による騒音を減らすため、使用する回数や時間が必要最小限であること。また、特に利用者の多い時期及び週末に使用しないこととなっていること。
 - (4) ヘリコプターによる荷物の積み下ろし場所が、周辺の動植物への影響の少ない場所に指定されていること。
- 2 1のヘリコプター使用に当たっては、事業執行者は事前に事業名、日時、離着陸する場所、人数、ヘリコプターによらなければならない理由を檜枝岐自然保護官あて報告すること。また、作業員などは腕章等を着用し、所属を明らかにすること。
- 3 離着陸を伴わないヘリコプター使用についても、1の各号に該当しない場合には行わないよう公園事業者を指導するものとする。
- 4 離着陸の有無を問わず、必要に応じて、自然公園法第10条第2項又は第3項に基づく国立公園事業の執行の同意（認可）申請若しくは同法第10条第6項に基づく国立公園事業の内容の変更の同意（認可）申請にヘリコプター使用を明記し（申請様式備考欄）、位置や自然環境への影響の有無等を示す資料を添付するよう、指導するものとする。

別記 4

尾瀬国立公園公園事業（特別保護地区内） 危険物貯蔵所に関する取扱いについて

- 1 危険物貯蔵所を設置する場合は、原則として地下タンクによるものとする。ただし、地下水位が異常に高いなどの理由から、地下タンクの設置が難しい場合は、この限りでない。
- 2 地下タンクの設置が困難なため、ホームタンク方式又は屋外貯蔵所を設置する場合は、次の各要件に適合させるものとする。
 - (1) ホームタンクは景観保護及び腐食防止のために茶色に着色すること。
 - (2) ホームタンク及び屋外貯蔵所は必要最小限の規模とし、利用者から眺望できる箇所には設置しないこと。
 - (3) ホームタンク及び屋外貯蔵所の周囲には、事故による危険物の流出を防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 危険物が漏れる事故が発生した場合の湿原等への影響を最小限に抑えるため、以下の各要件に該当させるものとする。
 - (1) 危険物貯蔵所で貯蔵できる危険物の量は、3,000リットル以下とすること。
 - (2) 地下タンク又はホームタンクと屋内サービスタンクをパイプで直結する場合は、危険物が漏れる事故防止のための万全の措置を講じることとし、具体的には次の4点に留意する。ただし、同様の効果が得られる方法がある場合はこの限りでない。
 - ① 配管は原則としてトラフ内配管とし、常時漏洩の有無を点検できるような構造とすること。
 - ② 配管は鋼管またはその他の金属管とし、その接合は溶接またはフランジ接合とすること。
 - ③ 配管の主要箇所には、フレキシブル継ぎ手を設け破損を防止すること。
 - ④ 配管の外面には、腐食防止措置を講ずること。

第7章 各種取組みに対する順応的対応に関する事項

尾瀬国立公園の自然環境は希少な植生を有するとともに非常に脆弱である。一方、利用動態については社会情勢を反映し常に変化している。

第2章、第3章、第4章記載の方針については、自然環境や利用状況の変化に順応した、より適正な公園管理を推進するため、必要に応じて方針の見直しを行い、管理計画へ反映していくこととする。

1. モニタリング情報の蓄積

施策毎にその成果について継続的なモニタリングを行うとともに、登山者カウンター、歩道や博物展示施設の利用の状況及び利用動態調査から、利用状況に関する情報の収集、自然環境のモニタリングも実施していく。

蓄積されたモニタリング情報を基に、施策の成果を評価し、必要に応じて方針の見直しを行っていく。

2. 尾瀬国立公園協議会との連携

平成18年度の「尾瀬の保護と利用のあり方検討会」で作成された、今後の尾瀬の基本方針や取り組むべき対策についてまとめられている「尾瀬ビジョン」の実現・推進を目的に、平成19年度に「尾瀬国立公園協議会」が設置された。本協議会では、「尾瀬ビジョン」において取り上げられた各課題のうち、特に協議会で重点的に取り組むべき課題の取組方針の検討、及びその他の「尾瀬ビジョン」に関する各主体の取組の進捗状況について把握や助言等を行っている。

施策の成果を評価していく上で、本協議会とは綿密な連携をとることとする。

3. 公園管理への順応的対応

管理計画の改訂を行う際には、上記1. モニタリング情報の蓄積及び2. 尾瀬国立公園協議会での評価を管理計画へ反映し、保全や利用に関する方針を見直す等、利用状況の変化や自然環境の変化、社会状況の変化に順応した国立公園の管理を図る。また、直轄整備事業等の環境省が実施する取組みについても、管理計画に反映し、その取組みに関する方針等も定めていくこととする。